

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Australian Government

Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT MYANMAR

18 April 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

目次

略称	3
1. 目的とねらい	5
2. 背景情報	6
近年の略史	6
人口動態	7
経済概況	8
政治制度	11
人権保障の枠組み	13
治安状況	15
3. 難民条約に基づく申立て	21
人種／国籍	21
宗教	32
政治的意見（実際または帰属）	38
利害関係集団	40
4. 補完的保護の申立て	49
恣意的な生命の剥奪	49
死刑	50
拷問	51
残虐、非人道的もしくは侮辱的処遇または刑罰	52
5. その他の考慮事項	54
国家の保護	54
国内移転	58
帰還者の取扱い	60
文書類	64
偽造の横行	66

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

略称

AA	Arakan Army
ARSA	Arakan Rohingya Salvation Army
BGP	Border Guard Police
BSPP	Burma Socialist Programme Party
CSC	Citizenship Scrutiny Card
CTFMR	Country Task Force on Monitoring and Reporting
DFAT	Department of Foreign Affairs and Trade
EAO	Ethnic armed organisation
GAD	General Administration Department
GBV	Gender-based violence
GDP	Gross domestic product
ICNV	Identity Card for National Verification
ICRC	International Committee of the Red Cross
IDP	Internally displaced person
IOM	International Organization for Migration
KIA	Kachin Independence Army
KNLA	Karen National Liberation Army
KNU	Karen National Union
LGBTI	Lesbian, gay, bisexual, transsexual and intersex
MNDAA	Myanmar National Democratic Alliance Army
MNHRC	Myanmar National Human Rights Commission
MP	Member of Parliament
MSF	Medecins Sans Frontieres (Doctors Without Borders)
NCA	Nationwide Ceasefire Agreement
NGO	Non-government organisation
NMSP	New Mon State Party
NLD	National League for Democracy
NRC	National Registration Card

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

NVC	National Verification Card
OCHA	Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
PEC	Presidential Electoral College
SLORC	State Law and Order Restoration Council
TNLA	Ta'ang National Liberation Army
TRC	Temporary Registration Card
UEC	Union Election Commission
UN	United Nations
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees
UPR	Universal Periodic Review
USDP	Union Solidarity and Development Party
UWSA	United Wa State Army

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

1. 目的とねらい

1.1 外務貿易省（DFAT）は、保護状況を決定することのみを目的としてこの国情報告書を作成しました。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、ミャンマーに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、ミャンマーに関する DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、国連独立国際事実調査団（United Nations (UN) Independent International Fact-Finding Mission）、その他の関連する国連機関（国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights）および国連難民高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) を含む）、米国国務省（US Department of State）、広く認められている人権組織（アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）を含む）、および信頼できる報道機関による情報を含む、政府および非政府の情報源からの関連情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2017 年 1 月 10 日に発行された以前のミャンマーに関する DFAT レポートに代わるものです。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2. 背景情報

近年の略史

2.1 ミャンマー（旧称：ビルマ）は議会制共和国である。ベンガル湾とアンダマン海に面し、国土面積は東南アジア諸国中で2番目に大きい。北西をバングラデシュおよびインドと、北東を中国と、東をラオスおよびタイと国境を接している。首都のネーピードー（Naypyidaw）は、2000年代半ばに新規移転された計画都市である。旧首都ヤンゴン（Yangon）（旧称：ラングーン（Rangoon））は、ミャンマー最大の都市で経済の中心地である。ミャンマーは、サイクロンや洪水を含めた自然災害に被災しやすい。2008年5月のサイクロン・ナルギス（Cyclone Nargis）は、エーヤワディ（Ayeyarwady）デルタ管区全体に甚大な被害を与えた。死者およそ14万人と報告されている。2018年8月にはモンスーン洪水がミャンマー全土を襲い、15万人以上が避難を余儀なくされた。

2.2 1948年にイギリスから独立してビルマ連邦（当時）が誕生した。独立当初は、アウン・サン（Aung San）将軍（アウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）国家最高顧問の父）を主導者とし議会制民主主義が敷かれた。1962年の軍事クーデターによりネ・ウィン（Ne Win）将軍が権力を掌握、ビルマ社会主義計画党（BSPP：Burma Socialist Programme Party）を結成して政権の座に就いた。BSPP政権はその後26年間にわたり続いた。BSPPの「ビルマ式社会主義（Burmese Way to Socialism）」の下、ミャンマーは世界で最も閉鎖的な国となった。BSPP政権時代、多くの民族集団が独立を模索し、しばしば武装勢力の紛争が長期化した。

2.3 1988年、全国に広がった抗議デモ—米不足とも一部関連—と文民政府への交代要求を受けてネ・ウィン将軍は退陣した。軍（ビルマ語でタマド（Tatmadaw））は、軍が後押しする国家法秩序回復評議会（SLORC：State Law and Order Restoration Council）の設置を発表した。SLORCは、1997年11月に国家平和発展評議会（SPDC：State Peace and Development Council）と改称した。1988年8月以降、SLORCは、軍の武力と警察の取り締まりにより秩序を回復した。一部情報筋は、ヤンゴン（Yangon）管区とマンダレー（Mandalay）管区では6週間で3,000人以上が殺害されたと伝えているが、正確な数字は不明である。

2.4 1990年の総選挙は、暴力により損なわれ、多数の反政府派が逮捕された。弾圧にもかかわらず、反政府グループや政府と敵対する民族党は、軍人代表議席を除く485議席のうち475議席を得た。SLORCは選挙結果を認めず、アウン・サン・スー・チーはじめ反政府主導者は投獄された。タン・シュエ（Than Shwe）上級大将による軍政は2011年3月30日まで続いた。現行ミャンマー憲法は2008年に制定された。

2.5 2010年11月の議会選挙は、反政府派の国民民主連盟（NLD：National League for Democracy）によりボイコットされ、国際監視団は信頼できる選挙ではなかったとみなした。軍を後ろ盾とする連邦団結発展党（USDP：Union Solidarity and Development Party）は、非軍人代表議席の75%以上を獲得した（[政治制度](#)を参照）。2011年1月に招集された新

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

議会は、テイン・セイン (Thein Sein) を大統領に指名した。テイン・セインはタマドの将軍であり、タン・シュエ政権下で首相を務めた。

2.6 テイン・セイン政府は、一連の政治・経済改革に着手し、ミャンマーの急速な変容の時代が始まった。政府は数百人の政治囚を解放、その一人アウン・サン・スー・チーは2010年選挙の6日後に自宅軟禁を解かれた。アウン・サン・スー・チーほかのNLDメンバーは、2012年4月1日の連邦、州および地方議会の45議席についての補欠選挙で候補者を擁立した。国際監視団は、この補欠選挙を信頼できるとみなした。NLDは争った44議席のうち43議席で勝利し、アウン・サン・スー・チーも当選した。

2.7 2015年11月、ミャンマーでは1960年以来初めて、信頼できる総選挙が実施された。二院制国会 (Pyidaungsu Hluttaw) の議員選挙には、91政党から6,000人以上が立候補、2,300万人以上が投票した。NLDが圧勝し、軍人代表議席と定められている議席を除く全議席の75%のうち80%近くを獲得した。この選挙結果について、国民、他の政党および候補者、ならびに国際監視団は、容認できるとしている。新政権は2016年3月に発足した (政治制度を参照)。

2.8 NLDは、経済発展、憲法改正および国民和解という政治要綱を掲げて選挙に勝利した。しかし、ミャンマーの民主主義への移行は、本質的な改革の実施に進展が見られないこと、和平プロセスの機運が高まっていないこと、政府が暴力行為の被害を受けている国民の基本的な人権を擁護できていないことから、国際的に厳しく監視されている (治安状況を参照)。

人口動態

2.9 2017年のミャンマーの推定人口は5,510万人である。2014年4月、前回の調査から30年以上を経てはじめて国勢調査が実施された。この調査結果によるとミャンマーの人口は5,140万人であった。この数字には、ラカイン (Rakhine)、カチン (Kachin) およびカレン (Karen) (カイン (Kayin) とともに称する) の諸州の様々なコミュニティの人口に関する推定が含まれている。これらの州の人口が推定値となったのは、紛争 (カチンおよびカレン州) や民族的配慮 (ラカイン州、ロヒンギャを参照) から直接的な調査が実施されなかったことによる。

2.10 2017年時点で、ミャンマーの総人口の約70%は地方部住民であった。人口数ではヤンゴン管区が最大で約5,100万人、続いてマンダレー管区が約1,400万人となっている。人口が最も少ない州は、チン (Chin) 州とカヤー (Kayah, カレンニ (Karenni) と呼ばれる) 州で、それぞれ50万人に満たない。

2.11 ミャンマーの1982年国籍法 (Citizenship Law (1982)) では、135の民族が公式に認められている。この中には、ミャンマーに住む一部の少数民族は含まれない。2014年の国勢調査では、これらの民族についても情報収集が行われたが、政府は公表していない。ビルマ族が人口の約68%を占める最大民族で、シャン (Shan) 族 (9%)、カレン族 (7%)、ラカイン族 (4%) が続いている。その他の重要民族としては、モン (Mon)、チン、カヤー、その他に中国系およびインド系の民族や、さらにロヒンギャ (Rohingya) と自己識別

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

するイスラム教徒が居住する。DFAT は、ミャンマーでは「ロヒンギャ」という呼称の使用は非常にセンシティブな問題であることを認識している（ロヒンギャを参照）。

2.12 2014 年国勢調査の時点で、ミャンマー国民の過半数は仏教徒（87.9%）であるが、少数派であるもののキリスト教徒（6.2%）やイスラム教徒（4.3%）も重要である。残る2%がアニミズムやその他の宗教を信仰している。ミャンマーにおけるイスラム教徒人口は、2017 年に大勢のロヒンギャがバングラデシュに避難したため減少した（治安状況、ラカイン州およびロヒンギャを参照）。

経済概況

2.13 ミャンマーは中低所得国で、経済的ポテンシャルは大きい。国境を接する周辺諸国（バングラデシュ、インド、中国、ラオス、タイ）は世界総人口の約 40%を占め、ミャンマー近海は重要な海上貿易ルートとなっており、豊富な天然資源に恵まれている。2018 年の国民一人当たり GDP は 1,354 米ドル（約 1,920 豪ドル）と予想され、2014 年以降最大となっている。産業部門別にみると、GDP の約 40%をサービス部門が占め、工業部門（35%）、農業部門（25%）と続く。

2.14 近年の力強い成長にもかかわらず、ミャンマーはアジアの最貧国のひとつに留まっている。国連開発計画（UNDP）2018 年人間開発指数では、189 の国と地域のうち 148 位にランクされている。ミャンマーの人口の 3 分の 1 以上が貧困状態にあり、地方の貧困率は 39%と、都市部の 14.5%を大幅に上回る。経済活動は大都市中心部、特にヤンゴン管区とマンドレー管区に集中している。

2.15 世界銀行によると、サービス部門と工業部門の活動の低下により、2018~19 年の経済成長率は 6.2%に鈍化すると予想される（2017~18 年は 6.8%）。2020~21 年は、インフラ計画への大規模投資などの近年の政策変更を受けて国内外からの投資回復が見込まれ、世界銀行は GDP 成長率を 6.6%と予想している。地方部の雇用機会の少なさは、都市への住民流入を加速している（雇用を参照）。

2.16 経済に与える国の影響力は甚大であるが、2011 年以来進められてきた改革により、軍所有ビジネスでは競争が激化している。タマドの掌握下にあった貿易評議会（輸出入ライセンス承認を統括）の解散、および軍ビジネスの免税撤廃は、特に製造・加工部門における民間企業の競争力増強を促した。しかし、腐敗、法規範の弱さおよび複雑な免許制度が、引き続き投資と貿易に対する大きな障害となっている。ミャンマーは、トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）の腐敗認識指数（Corruption Perception Index）で常に低位にランクされており、2017 年は 180 カ国中 130 位であった。腐敗は全国レベルでも地方レベルでも報告されており、2014 年に設置された腐敗防止委員会（Anti-Corruption Commission）などの政府による近年の取り組みは、あまり成果を上げていない。

2.17 2014 年の国家社会保障戦略計画（National Social Protection Strategic Plan）は、社会的弱者への福祉提供を支える重要な政策であり、社会福祉・救済再復興省（Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement）が実施している。2016 年、政府は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

妊婦、子ども、障害者、高齢者を対象とする同計画の 8 つの最重要分野を再確認し、現金支給と年金の給付に重点を置く試験的なプログラムを延長した。2017 年 3 月からは、国民登録カード（NRC : National Registration Card, 国籍 ID カードを参照）と世帯登録リスト（世帯登録リストを参照）を保有している 90 歳以上の高齢者は、毎月 10,000 チャット（約 9 豪ドル）の年金給付の対象となっており、2018 年 10 月に最低年齢が 85 歳に引き下げられた。政府は 80 を超える民間の高齢者介護施設に対して、財政的、技術的支援を行っている。社会サービスの提供は、地方、遠隔地、国境地帯では限られている（公衆衛生および教育を参照）。

公衆衛生

2.18 ミャンマーの公衆衛生は全般的に劣悪であり、特に地方部の状況は厳しい。世界保健機関（World Health Organization）によると、ミャンマーの平均寿命は 67 歳と短く、妊産婦死亡率は生児出生 100,000 あたり 200 人、乳児死亡率は生児出生 1,000 あたり 51 人といずれも高い。子どもの約 3 分の 1 が発達不良であり、ラカイン州が最も発達不良率が高い。医療費の対 GDP 比率は約 3%で、保健医療サービスの水準は、大都市中心部においても全般に不十分である。結核、マラリア、HIV/AIDS などの感染症が病気と死亡の主要因である。

2.19 保健医療サービスへのアクセスやその質は、地域や集団によって大きな差があり、この傾向は特に民族少数派、貧困層、遠隔地に住む人々の間で顕著である。限られたインフラ、険しい辺鄙な地形、加えて長引く抗争が、一部地域において特にモンスーン季中の保健医療サービスの提供を妨げる主要因となっている。民間の医療は近年、都市部を中心に急速に拡大し、地方の NGO や宗教組織のボランティアやメンバーもまた、村レベルで保健医療サービスを提供している。

2.20 ミャンマーの多くの紛争地域では、政府と民族武装組織（EAO）が並行して保健医療サービスを提供している。カチンおよびシャン州では、特に政府の支配下でない地域の殆どの国内避難民（IDP）が、人道的支援を受けて中国の基本的な保健医療サービスと施設を利用している。これは、ミャンマーでは保健医療サービスへのアクセスと紹介制度が不十分なためである。ラカイン州では、保健医療サービス全般の提供が長年にわたり不十分であることに加え、IDP を含むムスリムの人々は医療施設や郡区の病院へのアクセスも引き続き制限されている（ロヒンギヤ、移動の自由を参照）。保健省（Ministry of Health）は、最近ラカイン州北部でモバイル医療チームを発足させたが、活動範囲は限定されていると見られる。2018 年 10 月、ラカイン族とムロ（Mro）族は、ラカイン州北部の高額な交通費と道路状況の劣悪さが、最も近い医療施設へのアクセスを妨げている主な要因であると説明した。

2.21 ミャンマーには、ヤンゴン管区とマンダレー管区に 2 つの精神科病院があるほか、14 の州・管区すべての病院に精神科病棟がある。医療費は高額ではないと多くの人々は考えているが、サービスへのアクセスおよびサービスの質は、都市部以外の住民は制限されている。精神的疾患に関する宗教的・文化的な信念と社会的不名誉が、専門的なサービスへのアクセスを妨げているとされる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.22 カチン州とシャン州では、薬物（特にヘロインとアンフェタミン）の使用が広がっており、他の地域でも大きな問題になっていると伝えられ、主に若者に影響を及ぼし、都市部の治安問題と犯罪の一因となっている。カチン・バプティスト連盟（Kachin Baptist Convention）は、2014年に「国民の薬物との闘い」として Pat Jasan（禁止・除去）運動を起こした。伝えられるところでは Pat Jasan 自警団はケシ畑を一掃し、薬物使用者を薬物治療施設に強制的に送り込んでいる。地方政府は薬物問題に有効に取り組んでいないとの認識から、この運動は支持を集めた。薬物の製造は、ミャンマー北部の戦争経済にとって主要な財源となっている。

2.23 2018年2月、政府は1993年麻薬および向精神剤法（Narcotic Drugs and Psychotropic Substances Law (1993)）の改正に合わせて、薬物取り締まりに関する新しい方針を発表した。こうした動きは、政府の薬物管理に関するアプローチが、処罰と供給削減から、被害を最小限に抑えるアプローチへと変化していることを示している。しかし、一般から情報を集めるために2018年6月に設置した薬物行動特別告発局（Drug Activity Special Complaint Department）は、新しい政策に整合しないとの指摘もある。通常この種のアプローチでは逮捕や訴追が増え、薬物使用者のサービス利用が制限される可能性があるためである。全国に薬物治療センターは70カ所あり、ヤンゴンの精神科病院（Mental Health Hospital）などの一部の病院では、入院患者および外来患者にメタドン療法を行っている。薬物使用者の中には、社会的不名誉を恐れて治療を受けない者もいる。ヤンゴン管区では、注射薬使用者に対する民間サービスが、コミュニティからの反対を受けて近年減少している。

教育

2.24 ミャンマーの長引く国内紛争、長年にわたる軍政による孤立、資金不足、社会統制のツールとしての教育の利用が、教育セクターの現在の問題を生んでいる。例えば、初等および中等学校レベルで生徒を就学させることや、経済の生産性向上に必要なスキルを持った卒業生を創出することは困難である。しかし2015年以降、政府は教育セクターの改革と教育の質の向上に優先的に取り組んでいる。

2.25 ミャンマーでは、4年生までが義務教育で無償である。ミャンマーの大人の識字率は約93%である。初等学校の就学率は非常に高く、2016年は100%と推定される。しかし中等学校と高等学校の就学率は急低下し、中等学校の就学率は51%、高等学校は14%である。この就学率の低下は平均教育年数と整合し、ミャンマーでは約4.7年である。これに対し、ラオスでは5.2年、ベトナム8年、タイ7.9年となっている。政府が教育に支出する財源はごくわずかであり、これを補うために非公式に費用を請求する学校もある。

2.26 地方部や遠隔地、また紛争地域では、子どもの教育を受ける機会は、さらに制限される。一部の学校、特に民族少数派、宗教的少数派の地域にある学校は、国の教育課程を教えていない場合がある（キリスト教徒を参照）。タイ国境にある難民キャンプのミャンマー国民（大半がカレン族）は、教育および訓練を受ける機会が限られている。キャンプでの教育は、ミャンマーで受けられる教育より水準が高いとされているが、高等教育を受ける機会は限られており、取得できる資格はキャンプの外ではほぼ認められていない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.27 宗教的少数派、特にイスラム教徒の生徒は、中等教育と高等教育への平等なアクセスが与えられていない（イスラム教徒を参照）。政府の2017年の国家教育戦略計画（National Education Strategic Plan）は、母語による指導に関する問題を取り扱っていない。国内メディアの報道によると、2018年6月、総務局（General Administration Department）はマドラサ（madrassa）とモスクに対し、ビルマ語のみを使用し、宗教のクラスと礼拝は許可された場所でのみ行うよう命じた。州が認可するマドラサに関して信頼できる最新のデータは殆どなく、1997年の防衛省（Ministry of Defence）の報告書によれば全国に759のマドラサがあった。ムスリムの指導者らによると、政府は1962年以降、新しいマドラサ（およびモスク）の開設を認可していない（イスラム教徒を参照）。

雇用

2.28 ミャンマーの労働参加率は高く、働いている男性（82%）は女性（47%）を大幅に上回る。しかし、国民の38%は不完全雇用（パートタイムで働いているか、スキルや資格を生かすことなく働いていると定義）で、75%はインフォーマル・セクターの仕事である。労働人口の半分は第一次産業（農林漁業）に従事しており、その比率が最も高いのはチン州（81%）とシャン州（75%）である。カレンおよびカチン州では、第一次産業の従事者が半数以上（それぞれ62%、54%）で、続いて第三次産業（サービス）（28%、32%）、第二次産業（製造）（10%、14%）となっている。

2.29 ヤンゴンおよびマンダレー管区は、国内の移住労働者が集まる中心地となっており、ヤンゴン管区の人口の25%は他の州・管区からの生涯移民である。ヤンゴン管区の人口の大半（58%）は第三次産業に従事し、第二次産業と第一次産業に従事する人口はこれより少なく、それぞれ26%、16%となっている。マンダレー管区では、産業間で就業人口が広く分散しており、第一次産業が43%、第二次産業が20%、第三次産業が37%である。

2.30 2014年の国勢調査によると、国全体の失業率は4%だったが、失業率は州・管区によって大きく異なる。失業率が最も高かったのはラカイン州（10%）、カレン州（8%）、モン州（6%）である。カチン州における紛争が若年層の高い失業率の原因で、ヤンゴン管区へ職を求めて移住する人が増えたと言われている。ミャンマーの他の地域における紛争も同じような状況を引き起こしている可能性がある」とDFATは考えている。

政治制度

2.31 憲法は、行政、立法、司法の三権分立を定めている。議会の議席の25%は軍人代表議席に指定されており、タマドは憲法の改正を阻止することができる。タマドはまた、防衛、国務、国境問題の各大臣を任命する。軍司令官は、文民政権と議会を解散し、大統領宣言により非常事態を発動して直接統治するなど、非常時強権を発動する権利も有する。

2.32 ミャンマーの地方行政区画は、7管区、7州、6自治区（管区）および1「連邦領」（首都ネーपीドーを含む）から構成される。呼称は異なるが、管区と州は憲法上等価である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.33 6 自治区（管区）は、憲法において認められており、少数民族集団により統治されている。うち 5 つはシャン州内、1 自治管区がザガイン（Sagain）管区にある。シャン州東部の中国と国境を接するワ（Wa）自治管区が最大規模を持つ。

2.34 憲法上、連邦の立法権は、中央議会と州・管区議会に分割されているが、現実には、権限はほぼ中央集中的で、国の執行機関および国会に存する。州・管区の首長任命権は大統領にあり、州・管区の首長は、各自の議会ではなく、大統領の直屬下に置かれている。憲法上、国法は州・管区の法律に優先する。

2.35 各州・管区は、選出公務員と任命行政官から構成される独自の行政組織を有している。課税は正式には中央の統括であるが、土地の占有回復や売却、地方の請負契約（contract）および行政課税を通じた州政府による非公式徴税が一般的である。ミャンマーの司法、法執行および行政組織構造は全国共通ではなく、完全に行き渡っていない地域も残る。交通や通信インフラが未発達なことに加え政情不安や抗争のため、政府の歳入およびサービス提供機関の職員が辺鄙な地方まで赴くことはまれである。

2.36 国会は国民代表院（Pyithu Hluttaw, 下院）と民族代表院（Amyotha Hluttaw, 上院）から成る。上下院合同の連邦議会（Pyidaungsu Hluttaw）は国家予算などの特定の議案を審議し、行き詰まりを打開する。国民代表院は定数 440、うち 330 議席は国民による直接選出、110 議席は軍人代表議席であり国軍司令官が任命する。民族代表院は定数 224、うち直接選出議席は 168（各州・管区から 12 名ずつ）、国軍司令官が任命する軍人代表議席は 56 である。

2.37 大統領は選挙人団（PEC : Presidential Electoral College）により選出される。PEC は、上院議員、下院議員、軍人代表議員の 3 グループの代表で構成され、各グループが副大統領 1 名を選出する。続いて、統合 PEC（国会の全議員で構成）が、副大統領 3 名の中から大統領を選出する。大統領と 2 名の副大統領の任期は 5 年である。憲法第 59 (f) 条には、大統領および副大統領として指名を受けるための資格がいくつか設けられている。その一つとして、指名を受ける者の両親と子どもは外国人であってはならないとする基準があり、アウン・サン・スー・チーは 2 人の息子が英国籍であるため、資格がない。2019 年 1 月、連邦議会は、憲法改正を提言する委員会を設置するための動議を可決した。NLD は、軍が指名する副大統領職の廃止や第 59 (f) 条の改正などの憲法修正案に関する党内での議論を経てこの動議を提出した。

2.38 2015 年 11 月の議会選挙は NLD の地滑りの勝利となった。NLD は、国会の選出議席の 80% 近くを獲得した（州・管区議会においてもほぼ同率で議席を獲得）。得票率 57% に過ぎない NLD の大勝利の一因は、単純小選挙区制にある。軍寄りの現政権政党 USDP の獲得議席は僅か 8% に留まり、少数民族を代表する党の獲得議席は 11% と予想を大きく下回った。仏教国粋主義の国家開発党（NDP : National Development Party）は、擁立した立候補者の数は 4 番目に多かったものの、1 議席も獲得できなかった。この選挙で、NLD は単独での大統領指名および立法が可能な議席数を確保した。国際選挙監視団は、この選挙結果は民意を反映したものであるが、反ムスリム発言、ムスリム候補者の排除、ロヒンギャ・ムスリムの選挙権剥奪により選挙運動は損なわれたとの結論を下した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.39 2016年3月、議会はNLDが指名したティン・チョー（Htin Kyaw）を大統領に選出した。副大統領には、退役中将ミン・スエ（Myint Swe）（軍人代表MPによる指名）およびヘンリー・バン・ティオ（Henry Van Thio）（NLDによる指名）が任命された。アウン・サン・スー・チーは、憲法上定義されていない新設の国家最高顧問、ならびに外務大臣および大統領府大臣の重職に任命された。ティン・チョーは2018年3月に辞任し、NLDのメンバーで2012年から下院議長を務めていたウィン・ミン（Win Myint）が上下両院で過半数の支持を得て大統領に選出された。憲法の定めにより、防衛、内務、国境問題の3大臣には、国軍司令官の指名を受けた軍人が就任する。内務省は、ミャンマー警察と裁判制度について責任を負う。

2.40 2011年に複数政党制度が始まって以来、95の政党（50の民族党を含む）がミャンマー連邦選挙管理委員会（UEC：Myanmar Union Election Commission）に登録しているが、USDPとNLDが選挙政治を支配している。2018年8月、UECは、88世代（88 Generation）グループ（1988年の民主化運動により結成）のメンバーが設立した人民党（People's Party）と呼ばれる新政党を承認した。この党は2020年の総選挙で候補者の擁立を計画している。

2.41 2018年11月、連邦、州、管区の議会で13の補欠選挙が実施された。NLDは改選前の11議席のうち7議席は確保したが、4議席を失った。失った議席のうち3議席は、USDPがタム（Tamu）（ザガイン管区）、セイツカン（Seikkan）（ヤンゴン管区）、ミッチーナ（Myitkyina）（カチン州）で獲得した。観測筋と政党は、軍による投票の透明性を疑問視した。残る1議席は、チン族の民族党がマトウピ（Matupi）郡区（チン州）で獲得した。

人権保障の枠組み

2.42 ミャンマーは、国連の人権条約の中核となる4つの条約 — 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）、障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child） — ならびに児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of child prostitution and child pornography）を批准している。

2.43 2015年、ミャンマーは2回目となる普遍的・定期的レビュー（UPR：Universal Periodic Review）を受けた。UPRは、国連人権理事会が192の国連の全加盟国の人権に関する記録を4年に1度レビューするプロセスである。93カ国から出された281の勧告のうち、ミャンマー政府は135の勧告を受け入れ、146の勧告を留意した。第3回UPRは暫定的に2020年に予定されている。

2.44 2017年12月、政府は、ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者（UN Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar）ヤンヒ・リー（Yanghee

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

Lee) 氏の任期中のミャンマーへのアクセス、および同氏への協力を撤回した。この決定は、リー氏の 2017 年 7 月のミャンマー訪問後の声明を受けて行われたものである。

2.45 国連人権理事会の決議 34/22 は、2017 年 3 月 24 日に採択され、「ミャンマーの軍および治安部隊による近年の人権侵害および虐待の疑いについて、事実および状況を明らかにするため」ミャンマーに関する独立した事実調査団が設置された。この事実調査団は、2011 年のカチン州での戦闘の再開とシャン州での状況の深刻化、2012 年のラカイン州での重大な暴力事件の発生を反映し、カチン、ラカインおよびシャン州の 2011 年以降の状況に重点を置く。国連事実調査団は 2018 年 9 月に調査結果を発表した。

2.46 2018 年 9 月、国連人権理事会は、ミャンマーで発生した最も重大な国際犯罪に関する証拠を集めるため、独立機構を設置する決議を採択した。また、国連事実調査団の任期を 2019 年 9 月まで延長した。

国内人権機関

2.47 ミャンマーは 2011 年に政府出資によるミャンマー国内人権委員会（MNHRC : Myanmar National Human Rights Commission）を設置した。その任務は広く人権を保護し、推進することである。2014 年ミャンマー国内人権委員会法（Myanmar National Human Rights Commission Law (2014)）は、MNHRC が国民からの苦情を受理し、人権侵害を調査し、ミャンマーが締結している条約および協定について政府に責任を問い、他の条約および協定への加盟について提言を行うことを認めている。同法はまた、MNHRC が刑務所、拘留所およびその他の監禁施設の査察を行うことを認めている。MNHRC は調査後に関係政府当局に対し対策を提言するが、提言を確実に実施させる権限は有していない。

2.48 運用管理および財務面で MNHRC は政府に依存しており、独立性は限定されている。しかし近年は（過去の慣例に従って大統領から予算の承認を得るのではなく）財務省（Ministry of Finance）を通じて議会に 2016~17 年の予算を提出するなど、財務手続きを改革する措置を講じている。委員の選定プロセスは不透明である。現在は 10 人の委員（MNHRC を統括する委員長を含む）で構成されており、その大半が公務員出身で、3 人は軍に勤務していた。そのため、MNHRC が独立して運営されるかどうか疑問視されている。2018 年 4 月に女性の委員が任命されたが、それまでは MNHRC の委員は全員男性だった。市民社会の代表らは、MNHRC の活動は定期的には十分に行われているとは言えず、MNHRC に対する国民の信頼は限定的であると述べている。

2.49 国内人権機関国際調整委員会（ICC : International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights）は現在、MNHRC を「B 状態機関」に分類している。すなわち、MNHRC は、人権機関が信頼性があり効果的に活動しているとみなされるために必要な最低国際水準を定めた、国内機関の状態に関するパリ原則（Paris Principles relating to the Status of National Institutions）に不適合の部分が存する。MNHRC は、紛争地域における人権侵害、特にタマドによるとされる人権侵害に関する調査を、任務に含まれていないという理由で拒否していると批判されている。MNHRC が人権の保護よりも人権の促進を優先させていることが、2016 年 7 月に議会で非難された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2018年11月、アジア太平洋国内人権機関フォーラム（Asia Pacific Forum for National Human Rights Institutions）は、スタッフの能力向上と、内部プロセスの有効性および効率性の改善を目的として、MNHRCの能力評価を実施した。

治安状況

2.50 1948年の独立以来、民族集団と州の間で抗争が続いている。過去数10年間、抗争の多くは国境沿いの州・管区の紛争地域に限定されており、ビルマ民族の中心地域では抗争は殆ど発生していない。

2.51 全国規模の停戦合意（NCA : Nationwide Ceasefire Agreement）交渉には、現在活動している21の民族武装組織（EAO）のうち15組織が参加した（参加の選択を含む）。そのうち、2015年10月に停戦合意に署名したのは8組織に留まったが、その後、2016年3月の草案には参加15組織全てが合意した。署名した8組織は、チン国民戦線（Chin National Front）、全ビルマ学生民主戦線（All Burma Students' Democratic Front）、アラカン解放党（Arakan Liberation Party）、シャン州復興評議会（Restoration Council of Shan State）、カレン民族同盟（KNU : Karen National Union）、KNU／カレン民族解放軍平和協議会（KNU/Karen National Liberation Army (KNLA) Peace Council）、民主カレン仏教徒軍（Democratic Karen Buddhist Army）、パオ民族解放機構（Pa-O National Liberation Organization）である。このほか、新モン州党（NMSP : New Mon State Party）とラフ民主同盟（Lahu Democratic Union）の2つのEAOが2018年初めにNCAに署名し、合計10組織が署名した。全てのEAOがNCAに署名したわけではないが、NCAが部分的ながら署名されたことは、ミャンマー国内の和平プロセス前進に向けた重要な一歩となった。しかしながら、現時点ではNCAに基づいて政治対話を進める機運は高まっておらず、2つの主要なEAO（KNUとシャン州復興評議会）は2018年後半にNCA関連の公式な対話への参加を全て取りやめた。

2.52 有力なワ州連合軍（UWSA : United Wa State Army, 3万人）およびカチン独立軍（KIA : Kachin Independence Army, 約1万人）を含む多くのEAOも、NCA交渉プロセスに参加していない。これらの組織は不参加を選択した半面、ミャンマー国民民主同盟軍（MNDAA : Myanmar National Democratic Alliance Army）、アラカン軍（AA : Arakan Army）、タアン民族解放軍（TNLA : Ta'ang National Liberation Army）の3つのEAOは、交渉中にタマドとの衝突に関与していたことを理由に軍から参加を拒絶された。しかし、最近では軍を含む政府が上記の3組織との交渉に前向きな姿勢を見せている。2018年12月、国軍最高司令官・上級大将のミン・アウン・フライン（Min Aung Hlaing）は、交渉を進展させるために、2019年4月までミャンマー北部および北東部の紛争地域で軍事行動を停止すると宣言した。ただし、ラカイン州のAAはこれに含まれていなかった（[ラカイン州](#)を参照）。それにもかかわらず、AAとタマドとの対立はラカイン州以外でも深まっており、AAとの和平交渉が行われる見通しは低い。

2.53 NCAに関連して、2016年8月に政府は最初の連邦和平会議（Union Peace Conference）— 1947年にアウン・サン将軍の主導で開催され、ビルマ連邦誕生につながったピンロン会議にちなみ、別名を「21世紀ピンロン連邦和平会議（21st Century Panglong

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

Conference)」— を開催した。会議には、政府、タマド、署名済みと非署名双方の EAO（ただし MNDA, AA, TNLA を除く）、市民社会の代表が参加した。NCA に署名した EAO との政治対話は当初進展を見せ、37 の原則に合意し、連邦和平協定（Union Peace Accord）の最初の部分として署名された政治・経済・環境・社会に関する問題に取り組んだ。さらに会議が 2 回開催され、連邦和平協定の 51 の原則について合意に達した。2018 年 7 月の 3 回目の会議以降は、連邦主義や安全保障セクターの改革など、意見の対立が見られる問題が重点的に協議されるようになっている。これらの問題について、現在までに重大な進展は見られず、敵対している当事者間の信頼感は依然として低い。

2.54 NCA にもかかわらず、国の一部では抗争が止まず、政府が支配力を持たない地域もあり、EAO と政府軍との衝突は続いている。これらの衝突の殆どはカチン州南部とシャン州北部、および最近ではチン州南部とラカイン州南部の国境地帯で展開し、膨大な数の避難民が発生しており、和平プロセスへの信頼がさらに低下している（カチン州およびシャン州 および ラカイン州 を参照）。現在カチン州とシャン州で交戦状態にある EAO のうち、NCA に署名したのはシャン州軍南部（Shan State Army-South）のみであるが、タマドとの衝突は続いている。

2.55 NCA は、地雷の使用を中止し、地雷除去作業に協力するよう全関係者に呼びかけたが、近年新たに地雷が敷設されていると伝えられている。国連の報告によれば、2016 年から 2018 年 4 月までの地雷の犠牲者は、カチン州で 199 人（うち死者 42 人）、シャン州では 182 人（うち死者 48 人）となっている。2017 年、チン州では AA が無差別に設置した地雷により、少なくとも 2 人が死亡した。また、ラカイン州における 2017 年の治安維持活動の一環として、タマドがロヒンギャの村およびその周辺に地雷を埋めたほか、マウンドー（Maungdaw）郡区北部の国境通過地点でも地雷が敷設され、死傷者が出ているという報告がある。

2.56 2017 年 3 月、国連人権理事会はラカイン、カチンおよびシャン州における最近の人権侵害の疑いを調査するため、国連事実調査団を立ち上げた。調査は、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、タイおよび英国で被害者と目撃者 875 人にインタビューを行って情報を得た（政府が調査団のミャンマー入国を許可しなかったため、ミャンマーでは実施されなかった）。国連事実調査団は、ラカイン州北部でのタマドによる暴力行為の十分な証拠を集め、戦争犯罪と人道に対する犯罪が行われ、大量虐殺が行われた可能性があるとの結論を下した。政府はこの調査結果を受け入れず、自ら独立調査委員会（Independent Commission of Enquiry）を設置した。これは 8 回目の内部調査となる。同委員会は 2019 年 8 月に報告を予定している。

2.57 ラカイン、カチンおよびシャン州での大規模な抗争に加え、チン州南部とカレン州でも衝突が報告された。チン州では AA とタマドとの戦闘が 2015 年から続いている。2017 年 11 月と 2018 年 5 月に報告された最も激しい衝突により、それぞれ 1,300 人と 1,200 人がチン州からインドへ逃れた。DFAT は、無差別殺人、残虐、非人道的かつ尊厳を損なう処遇の報告があったことを認識しており、こうした行為には、パレットワ（Paletwa）郡区で AA とタマドがチン族を人間の盾として利用したことや強制労働、強制移転などが含まれる。AA の活動は、かつてはパレットワ郡区にほぼ限られていたが、2017 年以降、マトウピ郡区な

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

どチン州の他の地域でタマドによる軍隊の配置が進んでいるとの報告があり、2018年11月と12月にはAAとタマドとの衝突はラカイン州北部も含めてエスカレートした。2019年2月時点で、AAとタマドとの衝突は続いている。

2.58 カレン民族同盟（KNU）とカレン州の市民社会は、2017年以降、NCAに反してカレン州の一部でタマドの存在感が高まっていると主張している。2018年3月、タマドとKNU／カレン民族解放軍（KNLA：Karen National Liberation Army）が衝突し、パプン（Hpapun）県の15の村から1,500人以上が避難した。これはKNUが2012年に二者間休戦に合意して以来、最大規模の強制移転であり、NCAに違反している。市民社会グループは、タマドが村の住民に発砲したと報告している。新モン州党（NMSP）とKNUの間でも3月に衝突が発生した。両者はいずれもNCAに署名している。これより規模は小さいが、タマド、KNU、民主カレン慈善軍分派（Democratic Karen Benevolent Army Splinter group）の間でも2018年8月にパプン県で衝突が発生した。その後KNUは、NCA関連の対話への公式な参加を中止している（合意形成のための非公式な議論に重点を置いている）にもかかわらず、NCAに取り組むことを再確認した。

ラカイン州

2.59 ラカイン州では、2012年に2件の暴力行為が勃発して以来、急速に治安が悪化した。この暴力行為により、12の郡区でラカイン族（大半は仏教徒）と少数派のムスリム・コミュニティ（ロヒンギャ族と自己識別する人々とカマン（Kaman）族）が被害を受けた。国連事実調査団の報告によると、2012年から2013年にかけて、治安部隊は時にはラカイン州の民間人と協力し、ラカイン州全土でロヒンギャおよびカマン族に対する重大な人権侵害を犯した。その内容は、住宅放火、店舗破壊、超法規的殺害、無差別殺害などで、女性、子ども、高齢者が含まれていた。2014年から2016年の間に暴力は下火になったものの、極度に不安定な状態にあり、コミュニティの権利に著しく影響した（ロヒンギャおよびイスラム教徒を参照）。

2.60 2016年10月9日、ラカイン州を拠点とする反政府グループ、アラカン・ロヒンギャ救世軍（ARSA：Arakan Rohingya Salvation Army）がラカイン州北部マウンドー郡区の国境警備隊（BGP）の3施設を初めて攻撃した。政府当局によると、警備隊員9名とARSAのメンバー8名が死亡し、ARSAは銃と弾薬を奪った。この攻撃を受けて、タマド主導の治安部隊は大規模な「掃討作戦」を開始し、マウンドー郡区北部を広範囲に封鎖した。治安部隊の存在感は高まり、ロヒンギャの人々の移動は、継続的な移動規制、夜間外出禁止令および検問所により厳しく管理された。ロヒンギャの村々では組織的な放火が広範囲に行われ、2016年10月から12月の間に1,500を超える建物が破壊された。国連事実調査団の報告によると、2016年の治安維持活動中に、治安部隊によるロヒンギャの人々に対する恣意的逮捕、虐待、拷問、強制失踪、性暴力など、深刻な人権侵害があった。およそ87,000人のロヒンギャがバングラデシュに避難した。

2.61 2017年8月25日、ARSAはラカイン州北部の軍施設および30の治安部隊の基地に対して組織的攻撃を開始した。十分な訓練を受けていない少数の武装した指導者が、ナイフや棒を手にした訓練されていない大勢の村の住民に支えられ、治安部隊のメンバー12人

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

が殺害された。治安部隊は過剰に反応し、数時間に及ぶ攻撃を開始、マウンドー、ブティダウン（Buthidaung）およびラテーダウン（Rathedaung）郡区のほぼ全てのロヒンギャ住民が対象となった。治安維持活動は地理的に広範囲に広がっていたにもかかわらず、戦略は一貫しており、タマドの兵士、その他の治安部隊、ラカイン族の男性、場合によっては他の少数派民族の男性が発砲や放火により村を攻撃した。2016 年にも治安部隊が同様の暴力を、男性、女性および子どもに対してより大規模に行っていた。内容は標的を定めた発砲、無差別の発砲、過激な性暴力、集団強姦、広範に及ぶ放火などである。大量虐殺、場合によっては数百人規模の大量虐殺が、Min Gyi（トゥラ・トリ（Tula Toli）ともいう）村を含む 5 つ以上の村で発生したとの報告があった（ロヒンギャを参照）。2018 年 3 月のタマドの発表によると、2017 年 8 月の襲撃の時点で、マウンドー郡区の 40 の村では、各村に 100 人から 200 人の ARSA のメンバーがいた。

2.62 国境なき医師団（MSF : Medecins San Frontieres）の推定によると、8 月 25 日からの 1 カ月間で少なくとも 9,400 人のロヒンギャが死亡した。国連事実調査団はこの数字を保守的な推定値としている。衛星画像は、3 つの郡区で標的を絞って組織的にロヒンギャの村を破壊したという目撃情報を裏付けている。少なくとも 392 の村（ラカイン州北部の全居住地の 40%）の一部または全部が破壊された。2018 年 8 月までに、725,000 人近く（大半がロヒンギャ）がバングラデシュに避難した。国連事実調査団の報告によれば、2017 年の治安維持活動に先立つ数カ月の間に、ラカイン州で武装勢力が増強され、この期間には民間人の指導者らによる反ロヒンギャの発言が増えた。また、治安維持活動の性質、規模および組織は、タマド指導部が「ベンガル問題」（治安維持活動中に軍最高司令官がロヒンギャをこのように表現）に取り組む明確な戦略を示していると、同調査団は判断した。

2.63 ラカイン州における 2017 年 8 月の暴力事件を受けて、政府は、ラカイン州北部へのすべての人道的アクセスを制限した。ラカイン州中部では、2018 年 1 月に UNHCR は一部の IDP キャンプとイスラム教徒が居住する地方の村へのアクセスを回復したが、ラカイン州北部にアクセスできるようになったのは数カ月後だった。2018 年 1 月、ARSA は、ラカイン州北部でミャンマーの治安部隊のメンバーを奇襲し、5 人を負傷させたことを認めた。これは、2017 年 8 月に治安部隊の拠点を攻撃して以降、ARSA が犯行を認めた初めての攻撃であるが、治安部隊の反応は限定的だった。2018 年 12 月、ロイター通信は 2018 年の異なる時期に撮影した数枚の衛星画像を公開した。この画像には、焼き払われたロヒンギャの村（イン・ディン（Inn Din）、Thit Tone Nar Gwa Son、Done Paik を含む）に建設された新しいセキュリティ・インフラと仏教徒の住居が映っていた。

2.64 ラカイン州におけるタマドと AA との武力衝突は、2018 年 11 月以降頻度を増し、ますます激しくなった。2019 年 1 月、AA はラカイン州ブティダウン郡区にある 4 カ所の警察署を組織的に襲撃し、警察官 13 人が死亡、9 人が負傷した。AA を支持したという理由でタマドが民間人を脅迫・拘束し、ラカイン州中部への輸送路を封鎖し、食糧不足を招いたという報告は信頼できると DFAT は考えている。伝えられるところでは、民間人は人間の盾や運搬人として利用されており、少なくとも民間人 1 人が銃で撃たれて負傷した。

2.65 2019 年 2 月時点で、紛争により数千人がラカイン州で避難していると推定される。その大半は 2018 年 12 月後半に避難したと伝えられており、タマドが歩兵を追加配備し軍

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

事活動を増やしたとの報告があったにもかかわらず、戦闘が大幅に激化することはなかった。2019年2月時点で、AAとタマドとの衝突は続いており、強制労働や恣意的な拘束などの人権侵害が引き続き報告された。

カチン州およびシャン州

2.66 2011年、KIAとタマドとの17年間にわたる休戦が崩れた。両者間の戦闘は2015年に再燃し、2017年後半から衝突が激しくなっている。戦闘が続く中、約10万人がIDPキャンプに留まっている。2017年12月、タマドはKIAを複数回攻撃し、KIAはこれに反撃した。信頼できる情報筋によると、タマドは空爆、迫撃砲、地对地ミサイル、地雷、火砲、人質、人間の盾などを使用した。戦闘は天然資源の支配権に影響される。この地域は翡翠、琥珀、金、材木、鉄が豊富で、タマドおよびその関係組織、EAO、市民軍など様々な関係者に支配されている。

2.67 戦闘は2018年1月後半から、特にタナイ（Tanai）郡区で激化し、タマドは一般市民の居住区やIDPキャンプの近くでも空爆や重火器を使用した。国内の人道支援組織の推定によると、3,000人近くの民間人が紛争地域から避難し、500人の民間人（主に移住労働者）が食料やシェルター、医療サービスにアクセスできない状態で戦闘地帯に取り残された。Samatにある軍の検問所（唯一の避難ルート上にある）は、KIAでないことを確認するために一人ひとり審査し、一日に200人から300人が通行を許可された。また数百人の市民はカチン州の他の地域に避難した。メディアの報道によると、2018年1月にKIAの戦闘員によって21人が拉致され、うち一部はその後解放された。

2.68 人道支援組織によると、2018年2月に衝突が激化した結果、数千人の民間人が死傷し、住む場所を失った。長期IDPキャンプから避難した人々もいた。民間人が紛争地域に取り残される期間は長期化し、KIAの掌握地域では国内外の人道支援組織の活動は政府により制限された（この地域では人口の約半数が避難した）。政府の支配地域でも、人道支援組織によるアクセスは著しく制限され、国連の国際職員は2016年以降、町を越えてIDPに接触できていない。ただし、一部の現地職員はアクセスが良い。DFATは、IDPのキャンプや町の外にいる人々が自力以外の支援や保護にアクセスできるかどうかに関する情報を持っていない。タマドもKIAも、作戦中に民間人と戦闘員を区別していないことで非難されており、両者の行動は助けを必要としている人々が人道支援にアクセスすることを妨げている。

2.69 2018年4月の抗争により、新たに5,000人以上が避難した。2011年以降に避難した人はすでに10万人に及んでいる。一部のIDPは6月までに自分の出身村に戻ることができたが、作物の生育期に避難したため、食料や生計手段のサポートなど、人道的支援を必要としていた。避難民は自由に移動することができなかった。タマドとKIAとの抗争に加えて、カチン州南西部ではカチン族とシャンニー（Shanni）族（レッド・シャン（Red Shan）族とも呼ばれる）との間で、カチン州南部ではカチン族とシャン族の間で、民族間の緊張も高まっている。

2.70 シャン州における抗争は、様々な武装主体が複雑に関係し、領土支配権が入れ替わるという特徴がある。また、抗争は違法薬物経済を活性化し、薬物の製造は市民軍やタマド

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

と関係のあるその他の親軍政組織が保有する安全な避難先、ならびに EAO 支配地域で行われている。タマドと EAO の間では、特にシャン州北部で散発的に戦闘が発生している。シャン州北部は民族的に多様で行政が分断化された、ミャンマーでも問題の多い地域であり、2017 年 12 月と 2018 年半ばに戦闘が激化した。ミャンマー平和安全保障協会（Myanmar Institute for Peace and Security）の報告によると、2018 年 7 月と 8 月にシャン州の 14 の郡区で、52 件の武力衝突と 6 件の地雷事件が発生し、雨季としては衝突の件数が多かった。2018 年 8 月、タマドと TNLA との戦闘は、これまで紛争が発生していなかったシャン州北部のラーショー（Lashio）郡区に移った。

2.71 シャン州の戦闘は主にタマドと EAO 間で発生したが、TNLA とシャン州軍南部も衝突し、シャン州軍南部（UWSA が支持）の支援を受けることがあった。例えば 2018 年 3 月の両 EAO 間の衝突により、300 人の民間人がモントン（Mongton）郡区に避難したとされる。伝えられるところでは、民間人は激しい攻撃に巻き込まれ、援助活動に従事する人々の助けを借りて避難した。さらに、2018 年 8 月、IDP キャンプを含む民間人の居住地域の近くで TNLA とシャン州軍南部の戦闘が発生し、ナムトゥ（Namtu）郡区の 900 人以上が避難した。国内外の人道支援組織によると、紛争地域へのアクセスは限られていた。

2.72 タマド、KIA、TNLA、シャン州軍南部およびシャン州軍北部の武力衝突により、2018 年 10 月時点で 2,000 人以上の民間人がシャン州北部で避難していた。このうち 1,400 人は引き続きラーショー郡区で避難している。2018 年 10 月、伝えられるところではクツカイ（Kutkai）郡区で 40 人の民間人が北部同盟 EAO（Northern Alliance EAO : AA, KIA, MNDAA および TNLA）に入隊した。Namhsan および Nankham 郡区では地雷により複数の民間人が負傷した。

2.73 カチンおよびシャン州の IDP の多くは、出身地に戻れているが、国連事実調査団の報告によると、2018 年 8 月時点で、カチン州では約 97,000 人、シャン州では約 9,000 人が難民キャンプに收容されているか、キャンプと同様の状況に置かれていた。多くの人々は最長 7 年と長期にわたり避難しており、複数回避難した人々もいた。本報告書の発行時点で、政府はカチン、シャン、ラカインおよびカレン州の IDP キャンプを閉鎖する国家戦略を策定中であった。

2.74 国連事実調査団の報告によれば、カチンおよびシャン州で戦っている殆どの EAO は、程度の違いはあるが国際人権法に違反していた。カチンおよびシャン州での EAO による人権侵害は、タマドによる人権侵害に比べて数が少なく、重大性も低いと DFAT は判断している。DFAT はさらに、カチン州で報告されたタマドの戦術や暴力の多くは、ラカイン州におけるものと同様である（ラカイン州を参照）が、規模はこれより小さく、ラカイン州で見られるコミュニティ間の暴力は誘発されていないと判断している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3. 難民条約に基づく申立て

人種／国籍

3.1 ミャンマー政府は、135の「民族 (national race)」のなかに、8つの民族グループ – カチン (Kachin)、カヤー (Kayah) / カレンニ (Karenni)、カレン (Karen) / カイン (Kayin)、チン (Chin)、ビルマ (Bamar)、モン (Mon)、ラカイン (Rakhine) およびシャン (Shan) – を認知しており、これらの民族の構成員に対して、法は完全な市民権を付与している。国籍法に基づき、民族グループの構成員が完全な市民権を持つためには、民族グループは1823年以降継続して「州内に含まれるテリトリーのなかに」存在していることが必要とされている。同法は、他のグループの構成員が完全な市民権を持つことを禁止している（文書類を参照）。憲法は、全国民の0.1%超の人口を擁する民族（「適格人口を持つ民族」）を認知し、これらの民族グループの構成員に対しては州および管区議会における議席を割り当てている。

3.2 ビルマ族はミャンマー人口の過半数、およそ68%を占める民族グループである。ビルマ族は官僚組織や政治制度において支配的地位にあり、他の民族グループが過半数を占める州や管区においてさえも重職に任じられていることが少なくない。ミャンマーの中央平野部は、遠隔地（大都市も含む）に比してビルマ族人口比率が高い。ビルマ族の大半は仏教徒である。

3.3 ロヒンギャは、憲法上認知されている135民族には入っていない。この点はインド、中国、アングロ系ビルマ人 (Anglo-Burmese)、ネパール出身者も同様である。完全市民権を持たない人々に対する正式な制限は広範にわたる。国費で賄われる保健医療や教育サービスを受けるには、通常は市民権の証明を受ける必要があるが、実際には支払能力があればこれらのサービスを受けられることがある。彼らは、通常、州、管区または中央政府の業務に就労することはできない。

3.4 ミャンマーにおけるアイデンティティは複雑であり、民族、宗教、言語、地理的位置がアイデンティティに絡んでくる。同じ一族の構成員でありながら、別人種に属するケースもある。個人のセルフアイデンティティは、公式に認知されている人種または宗教とは一致しないこともある。異なる民族グループ間の結婚も、特に民族は異なるが宗教は同じ場合は、普通に見られる。

ロヒンギャ

3.5 DFAT は、ミャンマーにおいて「ロヒンギャ」という語の語源や歴史をめぐり論が分かれていることを認識している。ミャンマーでは、ラカイン族（大半が仏教徒）を含む多くの人々がこの呼称に異を唱え、ロヒンギャはバングラデシュからの不法移民であり、「ベンガル人」として認知すべきであると主張している。

3.6 ロヒンギャの大多数はスンニ派イスラム教徒で、ラカイン州（旧称：アラカン (Arakan) 州）北部のマウンドー郡区とブティダウン郡区を中心に居住している。2017年の暴力事件以前は、マウンドー郡区もブティダウン郡区もイスラム教徒が大多数を占めてい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

た（およそ 75～90%）。膨大な数のロヒンギャがバングラデシュに避難した後の人口は不明である。ラカイン州北部のロヒンギャは、一般にビルマ語を話さず、ロヒンギャ語のみを話す。ラカイン語を話す人もいる。シトウェ（Sittwe）、ポーター（Pauktaw）およびミエボン（Myebon）など、ラカイン州内の他の多数の郡区には、より小規模なロヒンギャ・コミュニティが存在する。シトウェおよびその他の町では、ロヒンギャはラカイン族（アラカン族とも呼ばれる）と交流し、ビルマ語とラカイン語の両方を話すが、移動の制限などが原因で、交流は限定的である（ロヒンギャ、移動の自由を参照）。国連事実調査団の報告によれば、インタビューに応じたロヒンギャとラカイン族の大半が、2012 年の暴力事件までは両民族はビジネス上の交流や友好関係があり、生産的な関係だったと話した。

3.7 ロヒンギャは民族として認められていないことを理由に 2014 年国勢調査で対象から外されたため、ロヒンギャ人口に関する公式データはない。しかしながら、同国勢調査ではマッピングデータを用いてラカイン州内の調査対象外人口を推定している。このマッピングプロセスから、「政府が認めていない名称を使用して自己識別することは許容されないために、カウントされなかった」人数は約 110 万人と示唆されている。この推定は、2017 年 8 月の暴力事件前のラカイン州のロヒンギャ人口に関する最も信頼性の高い推計と大枠で一致している。国連事実調査団の推定によれば、2018 年 9 月時点でラカイン州北部の郡区に留まっているロヒンギャは 20 万人から 24 万人（この中にはかつてラテーダウン郡区に住んでいた 4 万人のうちの約 5 千人が含まれる）、ラカイン州中部は 36 万人（うち、12.9 万人が IDP キャンプに収容されている）である。また、国連人道問題調整事務所（OCHA : UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）の報告によれば、2018 年末時点で 90 万人以上のロヒンギャがバングラデシュに留まっている（バングラデシュにおけるロヒンギャ人口に関する詳しい情報は、2018 年 2 月 2 日発行の DFAT の「Country Information Report on Bangladesh」を参照）。伝えられるところでは、2018 年 2 月に国境のミャンマー側の「基準線（zero line）」で 6,000 人のロヒンギャが足止めされていた。

3.8 DFAT は、ラカイン州では、ロヒンギャに対し民族を理由とした公式な社会差別が広く蔓延し、深刻な状況であると考えている。ロヒンギャの人々は一般に市民権を持たず、移動の自由が大幅に制限され、組織的な強要や嫌がらせを受けている。これらの問題が重なり合って、ロヒンギャ・コミュニティは生計手段や基本的サービス（教育や保健医療）へのアクセスが制限されている。ロヒンギャの人々はまた、治安部隊およびこれより程度は低いもののラカイン族から過激な暴力を受けている（治安状況および ロヒンギャ、暴力を参照）。国連事実調査団の報告では、近年ラカイン州を中心に全国で仏教徒とイスラム教徒間の暴力が発生しており、本書作成時点で宗教的および民族的な強い緊張が残っている。ラカイン州に留まっているロヒンギャに対するさらなる暴力発生リスクは高いと DFAT はみている。

市民権

3.9 1980 年代後半まで、国民登録カード（NRC）と呼ばれる正式な身分証明証がミャンマーの国民に発行されており、ロヒンギャを含むラカイン州の多くの住民は NRC を保有していた。市民権を持たない者に対しては外国人登録証明書（Foreign Registration

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

Certificate) が発行されていた。1989 年、政府は国籍法を施行する一環として「市民権精査 (citizenship scrutiny)」を実施した。このプロセスにおいて、NRC に代わって市民権精査カード (CSC : Citizenship Scrutiny Card) が発行された。CSC には、完全、準、帰化の 3 つのカテゴリーが設けられている。国籍法の下で、多くのロヒンギャは準市民権または帰化市民権を得る資格を有するが、市民権精査活動後はカテゴリーを問わず、CSC が発行された例は殆どない。これは主に政府職員がロヒンギャに市民権を与えようとしなかったためであるが、ロヒンギャの多くもまた、準市民または帰化市民というカテゴリーは 1823 年以前のミャンマーにおけるロヒンギャの存在を暗に否定し、ロヒンギャをバングラデシュからの移民とする見方 (ロヒンギャはこれを正しくないと考えている) を法的に強制するものだと拒否している。準市民権と帰化市民権は、完全市民権に比べて付与される権利が少ない (文書類を参照)。

3.10 1995 年、政府はロヒンギャと自己識別する人々に対し、仮登録カード (TRC : Temporary Registration Card) (通称「ホワイトカード」) の発行を開始した。しかし、2015 年、当時のテイン・セイン大統領がホワイトカードは無効であると宣言し、この結果、ロヒンギャは唯一の正式身分証明証を喪失することになった。TRC と引き換えに仮認定カード (Temporary Approval Card) (通称「ホワイトカード受領証」) が渡された。これは、後日の身分証再発行計画の一部とされている。しかし、このカードは 2015 年選挙での投票、立候補または政党結成のための有効な証明書類と認められなかった。

3.11 2015 年 6 月から、政府は新しい「国籍証明用 ID カード」(ICNV : Identity card for national verification) の発行を開始した。DFAT の理解するところでは、2015 年にこのカードの交付を受けた者は 1,000 人程度に過ぎない。ロヒンギャの申請者は、ICNV 上で「ベンガル人」と自己識別することを要求された上、有効期間は 2 年に限定されるなど ICNV によって付与される権利も不明確だった。国連事実調査団は、ロヒンギャに ICNV の受け入れを強要するキャンペーンについて報告し、ラカイン州北部の一部で、ホワイトカード受領証の保持者に対する制限が増えていると伝えた。

3.12 2016 年、政府は国籍法の下での国民を決定するプロセスを再開した。ロヒンギャは (憲法上認知されている 135 の民族集団の構成員に対する「市民権プロセス (citizenship process)」ではなく)「市民権検証プロセス (citizenship verification process)」を受けることを要求され、「国籍未審査者向け身分証明書 (NVC : National Verification Card)」が発行された。NVC には宗教や民族が明記されておらず、有効期限もない。これが現在、政府がロヒンギャに要求している身分証明証である。NVC の受け入れを強要しているという報告は 2016 年 10 月の暴力事件以降増えているが、2017 年 1 月の時点で、ラカイン州で発行されていた NVC はわずか 6,000 枚程度だった (ホワイトカードは 40 万枚近く発行されていた)。これはロヒンギャの当局に対する信頼が低下していることの表れでもある。

3.13 2017 年 8 月、コフィ・アナン (Kofi Annan) 元国連事務総長が議長を務める政府設立機関、ラカイン州に関する諮問委員会 (Advisory Commission on Rakhine State) が、ロヒンギャに対する政府の市民権検証プロセスを任意とするなど、同プロセスを改善するための勧告をいくつか発表した。しかし政府は、バングラデシュからの帰還を求めるロヒンギャは市民権の検証を受け、NVC を受領しなければならないと明示した (帰還者の状況を参

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

照)。さらに、2017年10月から、当局はラカイン州中部での漁業許可の取得にNVCを義務付けた。漁業は多くのロヒンギャの収入源である。

3.14 当局によるこうした制約にもかかわらず、NVCにより与えられる権利は明確でない。理論上、NVC保持者はミャンマーのどこでも旅行できるが、実際は地方の規則や規制により制限されている（移動の自由およびラカイン、カチンおよびシャン州における移動の制限を参照）。2018年2月に政府がDFATに伝えたところでは、ロヒンギャが保健医療や教育などの基本的サービスを利用するためにはNVCが必要である。にもかかわらず、殆どのロヒンギャは、NVCによってミャンマーに長期的に留まる権利を奪われたり、付与される権利の少ない下層階級の市民にされたりする可能性があることを理由に、市民権検証プロセスへの参加とNVCの受け入れに消極的である。結果として、ロヒンギャの大多数は身分証を持たず（またはホワイトカード受領証を保持）、実質的に無国籍となっている。このことは、ロヒンギャ・コミュニティの出生登録に特に重要な意味を持つ（出生および死亡証明書および国籍IDカードを参照）。信頼できる情報筋によると、ロヒンギャはパスポートの取得も困難である。

暴力

3.15 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）によると、ミャンマーの独立以降、ロヒンギャに対する大規模な暴力行為が繰り返し発生しており、暴力から逃れるため、大勢のロヒンギャが地域内で住む場所を求めて移動した。拷問、無差別殺害、集団強姦など、治安部隊によるロヒンギャに対する暴力は、2012年および2016年の暴力の勃発中および勃発後に報告された。しかし、2017年8月の治安維持活動では、前例を見ないほどの規模で暴力が発生した。複数の信頼できる情報筋によると、2017年にラカイン州北部で、治安部隊、治安部隊の関係団体およびラカイン族の暴徒によって、ロヒンギャに対する大規模で過激な暴力が広範に行われた。これは、被害者および目撃者へのインタビュー、衛星画像、証拠資料、写真、動画に基づく情報である。

3.16 米国国務省の報告によると、治安維持活動は明らかにロヒンギャを標的としており、ロヒンギャが居住していない隣接する敷地（仏塔など）や重要なインフラ（携帯電話の中継塔など）には損害がなかった。ミャンマーにおける他の信頼できる情報筋によると、イスラム教徒とラカイン族が混じっている村には殆ど影響がなかった。治安維持活動中に、ロヒンギャの家や財産は破壊され、数千人のロヒンギャが死亡または負傷した。暴力は、村の規模によって異なるが通常1日から4日続いた。各地の暴力のパターンを見ると、事前に熟考されていたことがわかる。一部の村では、現地のタマドや警察がイスラム教コミュニティの指導者たちに暴力が差し迫っていることを警告していた。また別の村では、ラカイン族が暴力の勃発前に逃れていることが目撃された。

3.17 2018年3月のMSFの推定によれば、2017年8月25日から9月24日までにラカイン州で9,400人以上が死亡し、うち少なくとも6,700人が暴力によるものだった。この中には5歳未満の子どもが730人以上含まれていた。MSFの報告によると、この期間中の暴力関連の死亡は主に発砲（70%）によるもので、5歳未満の子どもでは59%だった。約9%は自宅で焼死し、5歳未満の子どもの場合はこれより高く約15%だった。暴力による死亡の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

5%は殴打、3%は性的暴力、1%は地雷が原因だった。推定死者数は、集計方法を考えると控えめな数字だと MSF は判断しており、国連事実調査団が収集した情報もこの見解を裏付けている。ARSA の攻撃に続く 1 カ月間が最も激しかったとされているが、複数の信頼できる情報筋によると、2017 年 11 月までラカイン州北部でロヒンギャに対して数多くの暴力事件が続いた。しかし、公式には、政府による治安維持活動は 2017 年 9 月 5 日に終了している。一部の暴力行為では拷問も行われた（拷問を参照）。

3.18 信頼できる情報筋によると、ロヒンギャは標的とされた（コミュニティや宗教の指導者など）だけでなく、無差別に発砲された。これは特に逃亡中に発生し、銃弾のエントリー・ポイントの多くが犠牲者の背中であることから明らかで、証言による裏付けもある。ロヒンギャは治安部隊とラカイン族が使用する刀剣でも負傷・死亡した。他の多くのロヒンギャは放火により死亡し、この中には逃げ遅れた高齢者、障害者、小さい子どもが含まれていた。一部の村では、燃えている家の中に無理やり入れられたり、建物の中に閉じ込められた上で火をつけられたりした。米国国務省によると、村全体を柵で囲った上で大勢の人々に向けて発砲するなど、多くの死傷者を出すために様々な戦術が用いられた。

3.19 上記すべての手段による暴力がマウンドー郡区 Min Gyi（トゥラ・トリともいう）村での大量殺害に使用されたとの報告がある。ヒューマン・ライツ・ウォッチと国連事実調査団は、治安部隊とラカイン族が Min Gyi の村民を集め、男性と少年を分けて殺害したプロセスを説明した。その後、女性と少女を近くの家に連れて行き集団強姦した後、家に閉じ込めて放火するなどして殺害または重傷を負わせたとされる。この暴力事件で生き残った者は殆どおらず、Min Gyi で約 750 人が死亡したと推定されている。大量殺害は Maung Nu, Chut Pyin, Gu Dar Pyin のほか、Koe Tan Kauk 村落の村でも報告された。2018 年 2 月、AP 通信はバングラデシュに避難したロヒンギャへのインタビューと映像を基に、ラカイン州北部の Gu Dar Pyin 村にある 5 カ所以上の集団墓地について報じた。政府は集団墓地の存在を否定し、ARSA 戦闘員が 8 月 28 日に村を襲撃したため、ARSA のメンバー 19 人が治安部隊によって殺害されたと発表した。政府はイン・ディンの集団墓地の存在は認めしたが、タマドが殺害したのはテロリストだと主張した（メディアおよび超法規的殺害を参照）。

3.20 人権団体の報告によると、治安部隊はロヒンギャの女性と少女に対し、強姦を含む性的暴力を意図的かつ大々的に用いた。2017 年 8 月の治安維持活動までの 1 年間、タマドにより、家宅捜査の間に性的暴行が行われ、野外やモスク、学校で集団強姦が行われたとされる。治安維持活動の一環として村を攻撃した際に、性的暴力は規模を増したとされる。MSF は、インタビューを受けた人々の 3%以上が 8 月 25 日から 9 月 24 日までに性的暴力を直接体験したか目撃したと報告したが、ロヒンギャの文化では性的暴力を受けることは社会的な不名誉であるため、その数は実際より少なく見積もられている可能性があると認識していた。米国国務省の資料では、インタビュー対象者のうち、女性や少女の強姦を目撃した人はこれよりかなり多く（45%）、20%は集団強姦を目撃していた。国連事実調査団は、タマドの兵士による集団強姦は、ラカイン州北部の少なくとも 10 の村落で行われたと報告した。

3.21 国連事実調査団の報告によると、13 歳から 25 歳までの女性と少女が性的暴力の標的となったが、MSF は 9 歳から 50 歳までが犠牲になったとしている。女性は、胸を切除さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

れる、性器を切断される、あるいはナイフや棒を使って強姦されるなど、強姦前および強姦中に重傷を負った。残忍な強姦や強姦に伴う暴力によって犠牲者が死亡した事例もあった。他の多くの事例で、加害者は強姦した後に発砲する、首を締める、刺すなどしたとされる。強姦はしばしば家族やコミュニティなど、公衆の面前で行われた。加害者は、強姦の痕跡が残る形で、犠牲者の体を公衆の面前にさらしたとされる。男性と少年もまた性器の切断、強姦、性的拷問の対象となっているという信頼できる報告もある。

3.22 治安部隊、および一部ではラカイン族が、妊婦、子ども、乳児を標的としているという信頼できる報告がある。兵士は、出産時または出産直後に女性およびその乳幼児を襲ったとされる。いくつかの村の複数の目撃者によると、兵士は妊娠した女性の腹部を切り、胎児を取り除いて強姦、殺害した。兵士と警察は、母親の腕から乳児を取り上げ、銃殺、刺殺、踏みつける、殴る、地面に投げつけるなどの様々な方法で殺害したとされる。乳児や子どもが、火の中や川、村の井戸に投げ込まれたという報告もあった。こうした事件の殆どは2017年8月と9月に発生し、子どもの母親の前で行われることがしばしばあった。

3.23 国連事実調査団は、ラカイン州北部でのタマドによる暴力行為の十分な証拠を集め、戦争犯罪と人道に対する犯罪が行われ、大量虐殺が行われた可能性があるとの結論を下した。近年ロヒンギャに対する過激な暴力事件が複数あったことから、ラカイン州のロヒンギャが特に治安部隊から暴力を受けるリスクは依然として高いと DFAT はみている。

移動の自由

3.24 ラカイン州のロヒンギャは、政府の規制、当局が実施する非公式のルール、および郡区外での自身の安全性を不安視するコミュニティの自主規制により、移動を制限されている。ラカイン州に住むロヒンギャはすべて、郡区間での移動およびラカイン州外への移動に公的な許可が必要である。

3.25 2012年にラカイン州内で蔓延したコミュニティ間暴力を受けて、地方政府と内務省（Ministry of Home Affairs）は、一部コミュニティ住民をキャンプに收容し、厳しい移動制限を課した。ラカイン州中部では約129,000人がキャンプのような施設で避難を続けている。その多くはロヒンギャだが、カマン族（法律で認められた「民族」でイスラム教徒。イスラム教徒を参照）も含まれる。彼らは隔離され、キャンプや避難場所から離れることができず、出身地に戻ることができず、移動の自由がない。

3.26 2017年8月、ラカイン州に関する諮問委員会は、ラカイン州のIDPキャンプの閉鎖計画を策定するよう政府に勧告した。社会福祉・救済再復興省によると、2017年に3つのIDPキャンプ（ロヒンギャ、カマン族、ラカイン族のIDPを收容）が閉鎖された。しかし、キャンプを閉鎖する取り組みは一貫しておらず、移動の制限や政府によるIDPへのサービス提供に対する懸念に対処していない。またIDP全員に出身地に戻れるという選択肢が与えられているわけでもない。例えば、「閉鎖された」ロヒンギャのキャンプではIDPは移住しておらず、移動の自由度も増していない。その代わりに、シェルターが改良され、一部ではキャンプの区画が広がられている。こうした「閉鎖」キャンプは現在、「村」と呼ばれているが、住民は引き続き移動が制限されており、土地や生計手段へのアクセスは改善してい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ない。対照的に、カマン族の IDP は、(IDP が要望した出身地ではなく) ヤンゴンに移転し、給付金が支払われた。ラカイン族の IDP は合意済みの場所にほぼ移転し、新たに住居やインフラ(水・電力など)が建設された。さらシトウェ郡区の 2 つのキャンプを含む 4 つのキャンプが優先的に閉鎖されるキャンプに指定されている。ラカイン州に関する諮問委員会はまた、直ちにキャンプ内の住環境を改善するよう勧告したが、本報告書発行時点でシェルターは荒廃し、過密状態にあり、照明が暗いなど、状況は極めて劣悪だった。

3.27 ラカイン州中部のその他のロヒンギャもまた、村に住む人々や公的な「イスラム教徒包領(エンクレーブ)」(シトウェ郡区のアウンミンガラー(Aung Mingalar)など)に隔離されている人々を含め、移動の自由に関する制限など厳しい制限を受けている。約 4,000 人のロヒンギャおよびカマン族がアウンミンガラー地区に住み、2012 年の暴力事件以降、武装警官、検問所および有刺鉄線により警備されている。緊急を要する診療の場合を除き、住民の移動は避難キャンプおよびシトウェの農村部に限られており、そこでは限られた人数の人々が時々市場に行って食料を買うことができる。住民は警官が同行するシャトルバスしか利用を認められておらず、警官に交通費を払わなければならない。

3.28 ラカイン州北部に住むロヒンギャは、医療上の緊急事態を除き、ラカイン州北部の外に出ることを認められておらず、夜間外出禁止令や検問所を通じて規制が実施されている。ロヒンギャは、短距離の移動でも旅行許可証の取得が義務付けられている。2017 年 12 月、UNHCR は旅行許可の取得プロセスが厳格化していると報告した。個人は何らかの身分証明証(NVC, NRC または市民権を証明する書類)が必要である。以前は、こうした書類を持っていなければ別の旅行許可手続きがあった。信頼できる情報筋の話によると、旅行許可を取得し、それを利用して検問所を通過するには、あらゆる段階で「非公式料金」の支払いが必要となっている。これには強制労働の形で支払いを行うことも含まれる。非公式料金の額は、個人の支払い能力によって千差万別であるといわれる。アムネ스티・インターナショナルによれば、ロヒンギャは強要に加え、恒常的に検問所の職員による脅しや物理的暴力などの嫌がらせを受けている。信頼できる情報筋によると、2017 年の暴力事件の後ラカイン州北部に留まっているロヒンギャは、当局が治安を懸念しているため、村落間の旅行、マウンドーとブティダウン郡区間の旅行は認められていない。

3.29 ロヒンギャに対する移動の制限は、保健医療および教育へのアクセスと収入を得るための活動を妨げている。ラカイン州の保健医療サービスの質は一般に低い。未発達の交通インフラ、サービス提供における差別が、さらに医療アクセスを妨げている。例えば、シトウェ総合病院(Sittwe General Hospital)は、一般住民に対して提供する総合医療サービスを、ロヒンギャに対しては提供しない。ロヒンギャが病院診療を受けられるのは、もっぱら救急の場合に限定されている。治療が行われるのは 20 台のベッドしかない特別病棟で、設備も院内水準を下回る。ロヒンギャの患者は警備員により常に監視され、入院するためには、ビルマ語またはラカイン語を話す女性の保護者が必要である(安全上の理由によるとされる)。どちらかの言語を話すロヒンギャの女性は殆どいないため、女性の通訳者を雇わなければならない。

3.30 IDP キャンプで提供される保健医療はごく基本的なレベルに留まっている。キャンプによっては、診療所が開いているのは毎月 1 日から 25 日までの決められた時間のみであ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

る。殆どの大型キャンプでは、最低週 1 日外来受診が受けられる。シトウエのキャンプ周辺地域に小規模な常設医療センターがあり、時間外診療やシトウエ病院への緊急時の紹介を行っている。シトウエはロヒンギャの診療を常時受け付けている唯一の病院である。同州の他の地域のロヒンギャは、地元の病院の方が近くても、シトウエ病院に紹介される。地元の病院の中にはロヒンギャの診療を受け付けていない病院があるためである。IDP キャンプに收容された人々は、病院診療を受けることに消極的な事が少なくない（警察の同行が必要で交通費がかさむことも一つの理由である）。したがって、往々にして治療は手遅れとなり死亡率を押し上げることになっている。IDP キャンプを含めて、安全な飲料水や下水処理施設は不足している。移動の自由および質の高い医療へのアクセスが制限されていることが、ロヒンギャの人々の健康状態が劣悪になっている要因である。ロヒンギャの人々に関する公式データはないが、ラカイン州の信頼できる多方面の情報筋によると、ロヒンギャの人々の栄養失調率は極めて高く、結果として発育障害率も上昇している。妊産婦の健康状態も同様に、ロヒンギャの女性は、他のラカイン女性に比して著しく劣悪であると伝えられる。

3.31 移動の制限は、多くのロヒンギャが州立学校に通うことも妨げている。ラカイン州中部の IDP キャンプに收容されている約 6 万人の子どもたちは、学校が不足しているため、教育を受ける機会は限定されている。ラカイン州中部のロヒンギャ（およびカマン族）の子どもたちは、シトウエ郡区 Thet Kae Pyin にある 1 つの高等学校にしか物理的に通うことができない。ロヒンギャおよび一部の宗教的少数派を含め、CSC（国籍 ID カードを参照）のない大学生は、授業に出席し試験を受けることは認められているが、卒業することも資格を取得することもできない。ロヒンギャの学生は 2012 年以降、シトウエ大学（Sittwe University）に入学を認められていない。ラカイン州中部および北部のロヒンギャは、移動の制限に加え、漁業、農地、森林の利用が制限されているため、生計手段、市場、近隣の地域以外での雇用へのアクセスが制限されている。旅行が認められている場合（必要書類がある場合）でも、嫌がらせや強要を恐れて検問所を通過しないことを選択するロヒンギャもいる。

3.32 ロヒンギャはラカイン州外に旅行する際にも制限を受ける。公式の身分証明証（大半が NVC だが NRC を保有している人もいる）があるロヒンギャにのみ旅行許可が与えられるため、合法的にラカイン州外に旅行できるロヒンギャは殆どいないことになる。ラカイン州政府から旅行許可を取得するプロセスは煩わしく、世帯リスト（household list）の写し、村または小区の行政職員（Village or Ward Administrator）および郡区の警察署からの推薦状、郡区入管局（Township Immigration Office）の許可証を提出しなければならない。許可は 45 日間に限定されており、申請者が許可期限内にラカイン州に戻ることを保証する「保証人」2 人が必要である。伝えられるところでは、これが守られない場合は保証人にペナルティが科される。信頼できる情報筋によると、ロヒンギャは賄賂を支払うことで旅行許可を取得している。2016 年の治安維持活動以前は、ラカイン州北部のロヒンギャは商用で、または医療目的でバングラデシュに旅行することができた。入管および税関が発行した公式文書（「ブルーブック（blue book）」）からは、ミャンマー／バングラデシュ間における人々（ロヒンギャを含む）の正規移動が許可されていたことが明らかである。ブルーブックは現在使用されていないと DFAT は理解している。2016 年と 2017 年の治安維持活動の後、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ミャンマーからバングラデシュへ向かう不定期な人の移動は激減した。両国間の定期的な移動も制限されている。

ラカイン州のロヒンギャに対するその他の制限

3.33 通常、地方令（郡区内でのみ適用される）を通じて行使される多くの差別的な公的措置は、ラカイン州のロヒンギャの私生活のほぼすべての面に影響を及ぼしている。2018年8月、連邦政府は、主にロヒンギャを対象とした8つの地方令の廃止を発表した。この中には国境地域入国管理本部（Border Area Immigration Control Headquarters, Na Sa Ka）が発令した6つの地方令が含まれる。個々の地方令に関する情報や廃止の実施に関する情報は限られている。以下の情報は、本報告書発行時点での地方令に関するDFATの理解に基づくものである。

3.34 地方令により、ロヒンギャは6人以上の公的集会を禁止されており、このことで信仰の自由が制限され、就労の機会も侵害されかねない。また、結婚、子どもの数および出産の間隔に関する制限もある。伝えられるところでは、結婚の許可を得る手続きとして、許可を求めるロヒンギャは高額の手数料を支払い、3人以上の子どもを産まないよう避妊することを約束する必要がある（女性を参照）。2016年に、ラカイン州北部ブティタウン郡区のBGPは、ロヒンギャの結婚許可に追加要件を出したとされる。この要件に含まれるのは、カップルが結婚を認められる法定年齢に達していることを証明する地区移民当局からのレター、カップルに犯罪歴がないことを示す警察署長からのレター、カップルが感染症に罹っていないことを保証する医療助手からのレターである。当局が許可を出すのに2年を要した事例もある。信頼できる情報筋によると、結婚命令は過去に比べると減少している。公的な結婚許可を得ずに結婚したロヒンギャは、罰金などの処罰を受けるリスクがあり、生まれた子どもは世帯リストから除外されるリスクがある（世帯登録リストを参照）。また2015年人口抑制保健法（Population Control Healthcare Law (2015)）は、出産間隔を36カ月開けるよう郡区の職員が「取りまとめる（organise）」ことを認めている。ロヒンギャの子どもは、出産登録についても平等なアクセスが認められていない（出生および死亡証明書を参照）。

ラカイン州以外のロヒンギャ

3.35 ラカイン州以外に多数のロヒンギャが居住しており、特にヤンゴンに集中しているが、ラカイン州以外のロヒンギャの人口ははっきりしない。その理由として、ロヒンギャを民族集団と認識する公的な統計データがないことと、ヤンゴンおよび国内のその他の大都市に住むロヒンギャの中には、カマン族またはその他のイスラム教徒と名乗るなどして自身の民族アイデンティティを隠す人々がいることが挙げられる。ヤンゴンに住むロヒンギャは約2万人と言われている。ラカイン州以外のロヒンギャは、ラカイン州のロヒンギャと違って移動の自由を制限する地方令の適用を受けないが、社会の否定的な態度を懸念して特定の場所に住むことを選択する場合がある。2018年2月、ヤンゴンのロヒンギャは、仏教徒の隣

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

人や友人がラカイン州のロヒンギャに対する政府のアプローチにますます共感を示すようになっていくと述べた。

3.36 ラカイン州以外のロヒンギャは、通常、ラカイン州のロヒンギャに比べると、所得も多く物資やサービスも入手しやすい。また、一般に、身分証明書類を取得できるため、日常生活において経験する差別も、身分証明証を持たないロヒンギャが日常的に直面しているレベルほどひどくはない。ヤンゴンのロヒンギャは「ビルマ・イスラム教徒（Burmese Muslims または Bamar Muslims）」として登録されていることが多い。ビルマ・イスラム教徒としての登録を希望すれば、通常、完全市民権、準市民権または帰化市民権のいずれか（家系によって決まる。文書類を参照）を取得し、国籍 ID カードと居住証明書を保有することができる。このことで、パスポート取得の法的権利を有する。国内の情報筋によると、ロヒンギャはカマン族の身分証明証を取得するために、職員に賄賂を支払うこともある。ロヒンギャおよび一部の宗教的少数派を含む、CSC（国籍 ID カードを参照）を持たない大学生は授業に出席し試験を受けることは認められているが、卒業することも資格を取得することもできない。

3.37 DFAT は、ラカイン州以外のロヒンギャが日常生活レベルで受けている社会的・公的差別は中程度であるとみている。市民権は公的に認められていないが、カマン族またはその他のイスラム教徒と自己識別することを選択したロヒンギャが直面している差別は、他のイスラム教徒が経験する差別と類似のレベルである（イスラム教徒を参照）。

チン族

3.38 チン族はミャンマーの人口の約 3%を占める。チン族は憲法上認知されている民族集団であるが、民族的にも言語的にも多様であり、少なくとも 6 つの主要な部族がある。チン族の過半数はキリスト教を信仰している。

3.39 2018 年 6 月、UNHCR は、マレーシアとインドに住むミャンマーからのチン族難民に対する難民認定を終了すると発表した。UNHCR によると、この決定は過去数年間のチン州の政治、社会および治安の分析情報に基づくもので、チン州は難民を保護する上で安定し、安全であるとの結論を下した。2018 年 8 月 1 日以降、チン族難民は UNHCR の身分証明証を（面談を受けることなく）延長する選択肢を与えられており、これにより 2019 年 12 月 31 日まで UNHCR による保護を受けられる。あるいは、引き続き保護が必要であれば、難民は審査を申請することができる。判定はおおよそ 2 か月以内に通知される。審査結果に基づき、難民認定が確認される（身分証明証が更新される）か、自動的に終了する。2020 年 1 月 1 日からは、国際的な保護がまだ必要であると UNHCR が認めた者のみが、難民として引き続き登録される。

3.40 UNHCR の決定は、チン州の安定性と安全性に関する評価を疑問視する難民およびチン族の権利団体からの反対に遭っている。2018 年 9 月のチン族人権機構（Chin Human Rights Organisation）の報告によれば、彼らが主に懸念しているのは、宗教の自由に対する制限（キリスト教徒を参照）、国家および非国家主体が休戦地域における紛争に関連して人権侵害を行っていること（治安状況を参照）、開発活動において土地、資源およびコミュニ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ティの保護が遵守されていないことであった。2019年2月、UNHCRは、チン州南部で暴力が激化し、治安状況が悪化していると報告した。これが国内での避難とバングラデシュへの出国につながっていた（出入国手続きを参照）。

3.41 チン州内外に住むチン族は、権利やサービスへのアクセスで差別を受けたと訴えた。チン州のチン族によれば、警察、総務局（GAD：General Administration Department）、林業省（Ministry of Forestries）、農業省（Ministry of Agriculture）などの現地職員（通常は仏教徒）とやり取りする際に日常的に賄賂が使用されている。チン族固有の司法制度が紛争処理に使用されているが、同制度を利用する際には裁判所の職員や裁判官に賄賂を要求されることが多いと言われている。また、ヤンゴンの公立病院で、チン族の患者に対して医療スタッフが治療を拒否するなどの不当な扱いを受けたとチン族は訴えた。チン州内外のチン族は、身分証明証を取得する際の問題点を指摘した。チン州では、チン族は仏教徒として登録するよう職員から圧力を受け、身分証明証の発行の遅れを経験している。ヤンゴンの多くのチン族は、地方当局が世帯リストを更新する際に高額の賄賂を要求することが多いため、世帯リストに記録されていないと言われている。

3.42 DFATは、ミャンマーのチン族が民族を理由に公的差別を受けるリスクは低いとみている。パレッツおよびマトゥピ郡区を含むチン州南部に居住しているチン族が、紛争の勃発と開発プロジェクトにより、強制移住または暴力を受けるリスクは中程度である。

カレン族

3.43 カレン族はミャンマーの人口の7%を占めている。チベット中央アジアに起源を持ついくつかの民族集団で構成され、12のカレン系言語が話されている。カレン族の過半数は仏教徒だが、イギリス占領下で多くがキリスト教に改宗し、キリスト教徒はカレン族の約30%と推定される。カレン族は、カレン州、テナッセリム（Tenasserim）管区、ペゲー（Pegu）管区東部、モン州、エーヤワディ管区など、主にミャンマーの東部国境地域に居住している。

3.44 カレン州の北部と南部は主にEAO（それぞれKNUとNMSP）に支配されている。1984年以降、タマドとKNUおよび他のEAOとの間で抗争が続き、数千人のカレン族がタイで保護を求めている。しかし、一部のカレン族は、UNHCRの自主帰還プログラムを通じて2017年以降ミャンマーに帰国した（帰還民の状況を参照）。

3.45 カレン州に居住しているカレン族は概ねサービスにアクセスすることができるが、紛争が発生している期間はアクセスが限定される（治安状況を参照）。保健医療、司法などの基本的なサービスは、政府と非国家主体により並行して提供されるが、一部のセクターでは協力体制が取られている。例えば、教育はこれまでカレン州教育文化局（Karen Education and Cultural Department）、KNUおよびKNLAにより提供されていたが、近年KNUの一部のコミュニティ・スクールは教育省（Ministry of Education）の制度下に置かれている。カレン州では、KNUとミャンマー政府の両方の土地管理制度が使用されており、この複雑さにより、地元コミュニティは土地の没収を受けやすくなっている。政府とKNUの双方が支援する大型インフラ開発プロジェクト（道路建設や水力発電ダムなど）は、カレ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ン州における土地保有を不安定にし、コミュニティが立ち退きを余儀なくされる可能性がある。コミュニティを基盤とするカレン州女性機構（Karen Women's Organisation）は KNU 体制の様々な行政レベルで公的な役割を担い、女性に対するサービスを提供している。

3.46 DFAT は、ミャンマーにおけるカレン族が民族を理由に社会で公的な差別を受けるリスクは低いとみている。カレン州に住むカレン族が紛争の勃発や開発プロジェクトにより強制移住や暴力を受けるリスクは低い。

宗教

3.47 ミャンマー憲法第 34 条は、すべてのミャンマー国民に対し「良心の自由と、宗教を自由に公言し社会の秩序・道徳・健康に従って実践する権利」を付与している。憲法第 361 条は、国民の過半数が公言している信仰としての「仏教の特別な位置づけを認め」ている。これは、もっぱら上座部仏教（Theravada Buddhism）に対して適用される。政府は 1990 年サンガ組織に関する法律（Law Concerning Sangha Organisations (1990)）の下で認知された 9 つの聖職者団体以外の仏教僧侶組織を禁じている。憲法第 362 条はさらに、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教およびアニミズムを「本憲法の発布時点で連邦に存在する宗教」として認知している。憲法にはその他にも宗教を理由とする国民の差別を禁じる条項があり、公務員の雇用における差別を禁じている第 352 条もその一つである。

3.48 「人種および宗教保護法（protection of race and religion laws）」として知られる 4 つの法律があり、異宗婚、改宗、一夫一妻制、人口抑制について規定している。これらの法律は、国籍および宗教の保護に関する委員会（Committee Protection of Nationality and Religion）— マバタ（Ma Ba Tha）として知られる国家主義の僧侶が主導する組織 — が当初提案し、2015 年に可決された。2015 年仏教徒女性特別婚姻法（Buddhist Women Special Marriage Law (2015)）は、非仏教徒の男性と仏教徒の女性との結婚について通知と登録を義務付け、それに従わない場合の罰則を規定している。2015 年改宗法（Religious Conversion Law (2015)）は、広範囲にわたる申請・承認プロセスを通じて改宗を認めている。2015 年人口抑制法（Population Control Law (2015)）は、地方自治体に 3 年の出産間隔を設ける権限を与えるなどの人口抑制策を適用できる特区を指定している。2015 年一夫一妻制法（Monogamy Law (2015)）は 1861 年刑法（Penal Code (1861)）の下で既に犯罪扱いされている一夫多妻の慣行を禁じている。ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者（UN Special Rapporteur）は、これらの法律が女性、子ども、宗教的少数派（特にイスラム教徒）の権利を侵害するとして非難している（イスラム教徒を参照）。上記の法律は現在も有効である。

キリスト教徒

3.49 ミャンマーの人口の約 6%がキリスト教徒（主にバプテスト派、ローマカトリックおよび英国国教会であり、小規模なプロテスタント派もいくつか存在する）である。キリスト教はチン族、カチン族およびナガ一族の間で支配的であり、カレン族とカレンニ族の間でも広く信仰されている。国内には複数のキリスト教神学校と聖書学校がある。クリスマスや

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

復活祭を含むキリスト教の主要な祝祭日は国民の祝日となっており、国内の殆どの地域で祝われている。キリスト教徒が政府や軍、警察で上級職に就くことはまれであるが、ヘンリー・バン・ティオ（Henry Van Thio）第二副大統領はチン族のキリスト教徒である。

3.50 地方政府はキリスト教の礼拝所のための土地所有を阻止しているという信頼できる報告があり、このためキリスト教徒は、違法とされている個人宅での礼拝を行っている。キリスト教徒の話によると、2017年にマンダレー管区のGAD事務所は、要請している新しい礼拝所で祈禱を行わないと誓言することをキリスト教徒に要求した。また、キリスト教徒によれば、ヤンゴン州で起きた「社会不安を生じさせている違法なモスクおよび礼拝活動」に関連する出来事を理由に、地元のGAD事務所が新しい宗教建築物の建設許可を延期すると伝えたという。チンおよびカチン州のキリスト教コミュニティの話によると、不動産の登記、建設および改築を求める地方自治体への申請が大幅に遅れたり（数年間に及ぶこともある）、全く無視されたりした。日曜学校や葬列など他の宗教活動に関する制限も報告された。

3.51 キリスト教徒の話によれば、2017年と2018年に地方コミュニティからの脅迫、威嚇、集団暴行があった。地方政府や仏教僧侶がこれを支援していたケースもあるとされる。ザガイン管区、マグウェ（Magwe）管区およびラカイン州の一部など、仏教徒とキリスト教徒が近くに住んでいるコミュニティでは、暴力がさらに蔓延していた。2017年7月、ザガイン管区で、僧侶を含む150人の仏教徒が新しくキリスト教に改宗したグループを攻撃し、7人を負傷させ、財物を損壊したとされる。地元の警察、僧侶、村は攻撃を阻止しようと試みたとされる。海外メディアの報道によると、2018年9月に複数のキリスト教聖職者がUWSAに拘束された。拘束された人々は改宗しているかどうかを判断するために宗教活動について質問されたという。UWSAはその数週間前に、すべての教会、宣教師、学校の教師、聖職者は調査を受けなければならないと、ワ族の支配下の地域にあるすべての教会についてリストを作成しなければならないとの声明を発表していた。この声明では、宗教教育や宗教的信条を公立学校で教えることも禁止していた。

3.52 国境地帯のキリスト教コミュニティ（チン州、カチン州、ナガー自治区など）は、タマドが運営する国境地帯民族青年養成訓練学校（Border Areas National Races Youth Development Training School、通称ナタラ（Na Ta La）スクール）で仏教徒への改宗があったと伝えた。国境問題省（Ministry of Border Affairs）の統計によると、2016年に33のナタラ・スクールがあり、その大半はチン州にあった。伝えられるところでは、1994年以降、ナタラ・スクールは国境地帯に住む貧しい家庭の子供たちに無償で教育と寮を提供しており、生徒は仏教の礼拝、文化、文学を学ばなければならない。ナタラ・スクールに通うキリスト教徒の生徒は教会に行くことを認められず、家族に会うことも制限されている。生徒は、正式に仏教徒に改宗し国籍IDカードにその旨記載されれば、卒業時に政府での雇用を保障される。

3.53 DFATは、ミャンマーのキリスト教徒が社会で公的に差別を受けるリスクは中程度であり、宗教を理由に暴力を受けるリスクは低いとみている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ヒンズー教徒

3.54 ヒンズー教徒は宗教的少数派で、ミャンマーの人口に占める割合はわずか 0.5%である。2014 年の国勢調査データによると、ヒンズー教徒はほぼすべての地域に居住しており、最も人数が多いのはバゴ（Bago）管区である。ヤンゴンおよびマンダレー管区もヒンズー教徒が多い。

3.55 ヒンズー教徒コミュニティは、政治の場では少数派であり、経済的機会にも恵まれていないとされ、最も低賃金の労働に従事していることが多い。ヒンズー教徒は社会的差別により、政府の上級職に就くことはできないと言われている。国内の情報筋によると、ヒンズー教徒など、南アジア系の風貌の人々は身分証明証の発行を受ける際に差別されるという。他の少数派と同様、ヒンズー教徒は NRC の入手が困難で、発行が遅れたり、他の大半の国民には適用されない行政手続きが延々と続いたりする。ヒンズー教徒はまた、申請書上の民族を変更するよう求められたと訴えた。

3.56 ヒンズー教徒はミャンマーの宗教的少数派の中では最も信教の自由度が高いとされているが、近年、当局がヒンズー教の信仰を制限した事例が少数ながら報告された。米国国務省によると、マンダレー管区のあるヒンズー教徒グループは、GAD からの新しい宗教建築物の建設許可の発行が遅れたと訴えた。GAD は許可が延期されたと伝えた。

3.57 ヒンズー教徒はまた、ラカイン州における 2017 年 8 月の ARSA による攻撃およびそれに続く治安維持活動で暴力を受けた。2018 年 5 月アムネスティ・インターナショナルは、ラカイン州マウンドー郡区北部で 2017 年 8 月に 53 人のヒンズー教徒が虐殺され、46 人が行方不明となった事件を ARSA の犯行であるとした。アムネスティ・インターナショナルの報告より前に、政府もこれらの死者は ARSA に責任があるとし、海外の多くの観測筋は、ARSA が 2017 年 8 月の暴力事件で残虐行為を働いたと認識していた。ARSA は殺害への関与を否定し、国連事実調査団は事件の詳細を検証することができなかった。国連事実調査団は、ブティダウン郡区などでヒンズー教徒が暴力を使用している事例もいくつか報告した。伝えられるところでは、1,200 人のヒンズー教徒がマウンドーおよびシトウェ郡区で国内避難しており、2017 年 9 月に政府は、2017 年 8 月の暴力事件を受けて避難している一部のヒンズー教徒コミュニティのために新しい村を建設すると発表した。これより人数は少ないが、バングラデシュに避難した人々もいる。バングラデシュ政府の推定によると、2017 年 12 月時点でミャンマーからバングラデシュへ避難していた 500 人はヒンズー教徒だった。2018 年 1 月にミャンマーへの送還が予定されている最初の帰還者グループの中に 508 人のヒンズー教徒がいるが、送還に進展は見られなかった。本報告書発行時点で、バングラデシュから正式に送還されたヒンズー教徒はいないが DFAT は少数のヒンズー教徒が非公式にミャンマーに帰国していることを認識している。

3.58 ミャンマー・ヒンズー教徒中央審議会（All Myanmar Hindu Central Council）（国内のヒンズー教徒グループを束ねる組織）は 2017 年 9 月に声明を発表し、ラカイン州の暴力に関する海外の報道で使用されている「ロヒンギャ・ヒンズー教徒」という呼称を否定した。この声明で、ミャンマーのヒンズー教徒の歴史上この呼称が存在したことはなく、ヒンズー教徒を表現する際にこの呼称を使用しないでほしいと訴えた。2017 年 8 月の暴力事件

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

以降、イスラム教徒に間違えられることを避けるため、ティラカ (tilaka) (ヒンズー教で実践される顔の赤いマーキング) を付けないヒンズー教徒が増えているとされる。

3.59 DFAT は、ミャンマーのヒンズー教徒が社会で公的な差別を受けるリスクは低く、宗教を理由に、あるいはロヒンギャと関連付けられることにより、日常的に暴力を受けるリスクは低いとみている。

イスラム教徒

3.60 ミャンマー国内には、明確なイスラム教徒コミュニティがいくつかあり、文化的・民族的背景は様々である。2014 年の国勢調査の時点で、イスラム教徒は人口の約 4% を占めており、その大半はラカイン州北部に居住していた。しかし、2017 年に膨大な数のロヒンギャがバングラデシュに移動した後、イスラム教徒の人口は減少している (ラカイン州、治安状況およびロヒンギャを参照)。ミャンマーのイスラム教徒の大半はスンニ派である。ヤンゴン、エーヤワディ、マガウエ、マンダレー管区を含む全土で、カマン族、ロヒンギャだけでなく、一部のビルマ族やインド系民族の間で広く信仰されている。ロヒンギャを除き、殆どのイスラム教徒はビルマ語または居住地で使われている方言を話す。自身の母語を話す人々もいる。例えばカチン州では、多くのイスラム教徒がカレン州のコミュニティに溶け込んでおり、カレン語を話す。自らを「黒カレン (Black Karen)」と呼ぶこともある。

3.61 公的部門に従事するイスラム教徒は少なく、国会議員にイスラム教徒はいない。またイスラム教徒は、公立学校の教師や医療担当者など、政府での職から締め出されている。イスラム教徒が経営するビジネスは、仏教徒の仲介者がいなければ政府との契約を獲得することは困難とされている。

3.62 イスラム教徒は信仰を自由に実践することを制限されている。近年、当局は、損傷、破壊または閉鎖されたモスクやマドラサの再建を阻止している。新しい宗教建築物の申請には時間がかかり、承認されても決定が覆される場合もあった。人種および宗教保護法 (Preservation of Race and Religion Laws) の下で、イスラム教徒の男性は他の宗教の女性との婚姻を認められていないが、イスラム教徒の女性はコミュニティの許可があれば異教徒の男性と結婚することができる。

3.63 イスラム教徒は、基本的な権利およびサービスへのアクセスも認められていない。ビルマ人権ネットワーク (Burma Human Rights Network) によると、イスラム教徒は民族を問わず NRC の発行を拒否されていた。その理由は、イスラム教徒の申請者が 1824 年以前の家系を証明するための膨大な数の入手が非常に困難な書類を提出できないこと、入管当局がイスラム教徒を多数派民族であるビルマ人として登録することを拒否することなど様々である。イスラム教徒と自己識別する場合は市民権カードの申請書上で「外国」の民族を選択することを要求される場合もある。イスラム教徒の中には、宗教を理由に差別されると考えられる上、事態を非公式に解決するほうが望ましいため、司法制度が必要な場合でも関与したくないと話す人もいた。

3.64 反ムスリム感情は、大都市以外を中心にミャンマーで蔓延しており、ソーシャルメディア、一部の国家機関、大手ニュースサイトを通じて拡散している。著名な国家主義者の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

仏教僧侶アシン・ウィラトウ（Ashin Wirathu）は2012年にラカイン州で発生した暴力事件以降、反ムスリム・キャンペーンを主導している。ミャンマーの仏教僧侶の最高管理組織である国家サンガ・マハ・ナヤカ委員会（State Sangha Maha Nayaka Committee、通称マハナ（Ma Ha Na））はウィラトウに対し、暴力を煽動しかねないヘイトスピーチを広めたとして2017年3月から1年間説教を行うことを禁止した。禁止期間中もウィラトウはソーシャルメディアに動画やコメントを投稿し続けたが、フェイスブック（Facebook）は「憎悪を助長するコンテンツを一貫して共有している」として2018年2月に同氏のアカウントを削除した。ウィラトウはマバタの主要メンバーであった。2017年5月にマハナもマバタの活動を禁止し、マバタは解散して全国の反ムスリム・プロパガンダを中止するよう命じられた。これに対し、マバタはミャンマー愛国協会（Buddha Dhamma Parahita Foundation）に名称変更した。2018年7月、マハナは再度、活動の停止を命じた。DFATはマバタの最近の活動については認識していない。

ラカイン州の非ロヒンギャ・イスラム教徒

3.65 カマン族は、ラカイン州でロヒンギャに次ぐ規模のイスラム教徒グループである。2014年の国勢調査によると、ラカイン州のイスラム教徒は28,700人である。ロヒンギャはカウントされていないため、その大半はカマン族とみられる。カマン族は主にラカイン州中部に居住しており、ミャンマーで認知されている135の民族の中で唯一イスラム教徒である。このようにカマン族は理論上、ロヒンギャには許されていない基本的なサービスを楽しむことができる。しかし実際には、ラカイン州のカマン族は、明確なアイデンティティが認められているにもかかわらず、ロヒンギャとの関わりがあるとみなされるために、または反ムスリム感情の高まりによって、社会で公的な差別を受けている。差別は主に、公共サービス、雇用機会、公式身分証明書類の取得などで行われている。ラカイン州の様々な地域で、ラカイン族もイスラム教徒の立ち入りを認めない「イスラム教徒禁止」区域を設定している。

3.66 カマン族は、2012年と2013年にラカイン州サンドウェー（Thandwe）で発生したカマン族コミュニティを標的とする暴力事件で、治安部隊、ラカイン族および反ムスリム集団から暴力を受けた（治安状況、[ラカイン州](#)を参照）。国連事実調査団は、2012年の暴力事件以降、ラカイン州では、イスラム教徒であることを理由にカマン族に対する差別と排斥が増えていると報告した。ラカイン州中部のカマン族の多くは避難を続けており、出身地に戻ることができていない。IDPキャンプや避難地ではロヒンギャと共に隔離され、移動の自由はなく、生計手段、教育、保健医療サービスを利用することもできない。2017年の暴力事件はラカイン州北部に集中し、大半のカマン族はラカイン州中部に居住していることを考えると、カマン族はロヒンギャと同程度の暴力は受けなかったとDFATは考えているが、DFATはこれを検証することはできない。2017年の暴力事件の後、ラカイン州中部のカマン族はラカイン族コミュニティからイスラム教徒に向けられる敵対心の高まりを経験している。

3.67 避難していないカマン族の移動も、治安部隊、地方当局およびコミュニティによって厳しく管理されている。カマン族（およびロヒンギャ）がラカイン州の郡区間を旅行する

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

には、1997 年指令に基づいて、一時旅行許可証が必要である。この指令はラカイン州の移住・国籍登録部 (Immigration and National Registration Department) によるもので、すべての「ベンガル人 (Bengali races)」に適用される。旅行許可以外には、移動の自由に対する制限の殆どは正式に定義されていないが、コミュニティによって非公式に監視されている。イスラム教徒 (ロヒンギャおよびカマン族) はラカイン州中部のシトウェまたはその他の大きな都市に旅行することは認められていない。ただし、医療上の緊急時など例外的な事情がある場合を除く (ロヒンギャと同じプロセス。ロヒンギャを参照)。イスラム教徒は、ラカイン州中部の多くのラカイン族の村への立ち入りも認められていない。カマン族が現地で認められている区域を越えてラカイン州中部内を旅行しようとするれば、逮捕され虐待を受けるとされている。米国国務省の報告によれば、治安部隊が固定観念でイスラム教徒に見えると判断した人々は、実際の宗教にかかわらず、ラカイン州内での移動を特に厳しく監視された。

3.68 ラカイン州のイスラム教徒の生徒が高等教育を受ける機会は非常に限られており、大学に通うために州の外に出ることは認められていない。2018 年 2 月時点で、ラカイン州中部にあるシトウェ大学に入学を認められていたイスラム教徒 (おそらくカマン族) の生徒はわずか 8 人だったが、コミュニティ間の緊張と治安状況により、イスラム教徒の生徒は物理的に大学に通うことができなかった。

3.69 DFAT の見るところでは、ラカイン州のカマン族が社会で公的な差別を受けるリスクは高く、宗教およびロヒンギャとの関わりが疑われることを理由に暴力を受けるリスクは中程度である。

ラカイン州以外のイスラム教徒

3.70 2014 年の国勢調査 (ロヒンギャは含まれていない) によると、最もイスラム教徒の人口が多いのは、ヤンゴン管区、マンダレー管区およびモン州である。2014 年のヤンゴン管区のイスラム教徒は 345,612 人 (人口の 4.7%)、マンダレー管区は 187,785 人 (同 3%)、モン州は 119,086 人 (同 5.8%) だった。

3.71 ラカイン州以外のイスラム教徒は、概ね、他の宗教的少数派と同水準の政府サービスを利用することができるが、国内の情報筋によると、ヤンゴンおよびマンダレー管区のイスラム教徒は、世帯リストの更新などの政府の通常手続きで遅れが生じたり、非公式の手数料を要求されたりすることが多い (世帯登録リストを参照)。手続きに要する時間や手数料は申請者や申請を処理する郡区の職員によって様々であり、DFAT は、こうした事例は公式方針というよりも、ビルマ族の仏教徒が大半を占める政府職員による非公式の差別だとみている。ラカイン州以外のロヒンギャと同様に、CSC (国籍 ID カードを参照) を持たないイスラム教徒の大学生は、授業に出席し試験を受けることはできるが、卒業することも資格を取得することもできない。

3.72 ヤンゴン管区のイスラム教徒によれば、近年、信仰を實踐することに対する制限が増えている。2017 年に、イスラム教の祭日を記念する公的行事がヤンゴン管区 (およびバゴ管区のバゴ) の当局によって中止させられた。これは仏教徒の国家主義者グループからの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

圧力によるものである。2017年4月、当局はヤンゴン州のタケタ（Thaketa）郡区で、数百人の初等学校の生徒を教育する2カ所のマドラサを閉鎖した。閉鎖は、これらの学校はモスクとして違法に運営されていると主張する100人の仏教徒国家主義者グループが抗議したためである。本報告書発行時点で、マドラサは閉鎖されたままである。2018年6月、タケタ郡区でコミュニティによる大規模な礼拝が当局により禁止された。警察は、礼拝を行う許可を得なかったため科料または最長6カ月の禁固刑に値するとして、イスラム教徒の礼拝主導者と2人のコミュニティ・メンバーを告発した。差別を恐れて宗教行為を制限するイスラム教徒もいる。ヤンゴン管区のイスラム教徒は、バングラデシュ・イスラム教やインド・イスラム教の信者であることが目立たないようにするため、衣服や髭を変えるなど、それほど保守的でない形でイスラム教を実践するとDFATに語った。

3.73 イスラム教の信仰活動に対する寛容度が低下しているのは、公的にも社会レベルでも反ムスリム感情が高まっていることが一因である。最も極端な形では、イスラム教徒コミュニティに対する暴力事件が発生している。2018年5月、ロヒンギャがミンガラ・タウンニョン（Mingala Taungnyunt）郡区に違法に隠れていると国家主義者の僧侶が警察に通報したと国内メディアが報じた。この報道によると、警察の捜査によりこの地域に違法に居住している者がいないことが明らかになると、僧侶と仏教徒コミュニティのメンバーがイスラム教徒コミュニティを激しく攻撃し、少なくとも2人が負傷した。警察はこの事件に関与した8人を逮捕した。信頼できる複数の情報筋によると、2018年1月にヤンゴン管区の路上で、1人の若い男性が私服の警官から嫌がらせを受け、殴打された。男性がイスラム教徒に見えたのがその理由とされている。

3.74 ラカイン州以外のイスラム教徒は比較的自由に旅行できるが、依然としてラカイン州を出入りする旅行を制限されている。イスラム教徒は、コミュニティが「イスラム教徒禁止区域」に指定している村に立ち入ることも認められていない。ビルマ人権ネットワークによると、2012年から2017年までにミャンマーの少なくとも21の仏教徒の村で、村民が地方当局の支援を受けて、イスラム教徒が村に入らないように警告する標識を立てた。2017年9月、カチン州当局は、州内の全イスラム教徒に対し、旅行計画を届け出るよう命じた。カレン州の首長（Chief Minister）は後に、この命令は「行政上の誤り」だったと説明したが、伝えられるところでは旅行の制限は数カ月間続いた。2018年3月、政府は、ラカイン州の避難民キャンプに収容されている55世帯のカマン族をヤンゴンに再定住させることを決定したが、この決定はカマン族を「増殖している癌」に例えたUSDPの議員により公式に反対された。この提案は、カマン族はNRCを保有する市民であり、ミャンマー内で自由に移動することができることを根拠に、議会下院において236対136で否決された。

3.75 DFATのみるところでは、ラカイン州以外のイスラム教徒が社会で公的な差別を受けるリスクは中程度であり、宗教を理由に日常的に社会的暴力を受けるリスクは低い。

政治的意見（実際または帰属）

3.76 2011年に文民政権が成立すると、言論および政治的発言の自由に対する制限は撤廃された。多数の政治犯や亡命活動家が政治活動を再開した。2015年選挙で当選したNLD党の115名は解放された政治囚であった。政府は政治囚全員を解放する方針を打ち出し、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2016年の政権掌握以来、多数の政治犯が赦免されている。政治犯支援協会（Assistance Association for Political Prisoners）によると、2018年10月時点で、有罪判決を受けた政治囚27人が拘留されていた。さらに262人が政治活動に関連する罪で公判中であった。

3.77 政府は平和的な政治見解の相違を全般に受容しているが、政治活動を制限する法律は一部に残っており、反対者の逮捕は続いている。2011年平和的集会および平和的行進法（Peaceful Assembly and Peaceful Procession Law (2011)）は、国民の抗議する権利を規定している。2014年に同法が改正され、一部の罰則が軽減された。同法は2016年に再改正され、抗議行動に許可を必要とする要件が撤廃され、抗議計画を48時間前までに通知することに変更された。国民からの批判はあったが、同法の改正案は2018年3月に上院で可決された。この改正により、「国家安全保障、法の支配、社会秩序または公衆道徳に違反する意図」を持って抗議者を支援することは犯罪となり、最長2年の禁固刑または無制限の罰金の可能性がある。これは、集会の自由に関するこれまでの進展を大幅に後退させるものであった。最近では2018年5月に、平和的集会および平和的行進法に基づいて抗議者が逮捕、告訴された。この時、カチン州の民間人の保護と紛争終結を求め、複数の都市で抗議活動を組織したことで、9人の人権擁護者が告訴された。2018年12月にはカチン族の活動家3人が、継続中の紛争に関するカチン州でのデモに参加し、ミャンマー刑法第500条に基づき名誉棄損の罪で禁錮6カ月と50万チャット（およそ460豪ドル）の罰金を宣告された。

3.78 DFAT は、近年の平和的抗議行動（カチン州およびシャン州北部での紛争に関する抗議行動を含む）が中止され、暴漢によって妨害され、あるいはヤンゴン管区の郊外に移動させられたことを認識している。2017年、内務省はヤンゴン郊外での抗議行動を禁止する命令を出した。この命令は現在も有効である。この禁止令にもかかわらず、仏教僧侶のウィラトゥは2018年10月にヤンゴンの市内で行進を主導することを認められ、国際社会による国内問題への関与を非難し、タマドを支持した。その後の抗議行動には、使用するスローガン、旗、看板、横断幕を当局に事前に通知するなど、厳しい条件が課せられている。これに従わなければ軽微な罰金と最長3カ月の禁錮刑で処罰される可能性がある。2018年1月、大学のキャンパスで教育予算の増額を求める大学生による一連のデモが行われた。伝えられるところでは、国内の大学から56人の学生が追放された。

3.79 オンライン・スピーチに関する国の監視および法律は、開かれた政治討論を抑圧している（メディアを参照）。ミャンマーでDFATと話をした活動家は、政治問題（ロヒンギャの状況など）をオープンに議論したいが、政府（文民政府または軍）に反対する意見を表明することには強い抵抗感があると述べた。異なる政治見解への社会的不寛容は低レベルながら存在する。例えば、法律により言論の自由が拡大した結果としてヘイトスピーチが増加し、特にロヒンギャをはじめとするマイノリティ・グループに対する差別と暴力を引き起こしている。人権状況に関する国連特別報告者は2018年3月に、ヘイトスピーチは、特にソーシャルメディア上で、デリケートで歓迎されない意見を抑圧していると指摘した。

3.80 DFAT の見るところでは、ミャンマー国民が実際の政治見解または帰属的（みなされた）政治見解を理由として直面する公的または社会的ハラスメント、差別、暴力、または投獄のリスクは、通常の場合では低レベルである。政府やタマドに対する抗議行動を組織する、またはこれに積極的に参加する者が逮捕され拘束されるリスクは中程度である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

利害関係集団

人権組織

3.81 憲法は結社の自由を定めており、様々な法律では国民が連合を形成することを認めているが、政府は一部の組織に制約を課している。2014年団体登録法（Association Registration Law (2014)）は、国内外のNGOに任意の登録手続きを定めており、これに従わない場合の制約や刑罰はない。実際には、登録手続きが面倒であり、登録により内務省の権限下に置かれることを理由に、多くの組織が登録しないことを選択している。

3.82 米国国務省の報告によると、2017年に市民社会グループやコミュニティを基盤とする組織は、人権や政治問題について議論するなど公然と活動することができたが、国家による監視を受けた。国内の情報筋によると、2017年に国内のNGOが開催した行事は、警察により常に監視され、記録された。カチン州とシャン州で活動する市民社会組織に対する監視はより厳しく、治安部隊により定期的に視察された。国連事実調査団は、こうした組織がタマドを告発する報告書を発表するとセキュリティ上の懸念が高まったと報告している。2018年、カチン州で活動する国際組織は、コミュニティへのアクセスを承認するための複雑なプロセスに従うよう連邦および州当局に要求され、これによりコミュニティ支援に著しい遅れが生じた。

3.83 国内の情報筋によると、市民社会における民主主義が後退している。2018年3月、議会は国際NGO法（International Non-Government Organisation Law）の草案を検討した。この法案は、ミャンマーで活動する国内外のNGOを規制することを目的としている。法案が成立すれば、政府はNGOを中央政府および州レベルで監視し、NGOの活動を中止または終了させることができる。また同法により、政府は国際NGOで働く国民に、組織の活動を報告させることができる。

3.84 個人の権利擁護者および活動家に対しても、制約が課せられている。国際NGOの職員を含む人権活動家および人権擁護者は、通常、短期ビザを発行され、ビザを更新するために、定期的にミャンマーを離れなければならない。フリーダムハウス（Freedom House）の報告によると、個人の活動家は2017年に内務省による監視を受けていた。国際NGOで働くミャンマー人のスタッフもまた厳重に監視され、ロヒンギャを支援しているNGOのシニア・スタッフの中には、仏教徒の国家主義者から殺害の脅迫を受けた者もいるという。

3.85 その他のデリケートな問題（土地問題や環境問題を含む）に取り組んでいる擁護者は、嫌がらせ、逮捕、暴力の危険にさらされている。米国国務省の報告によると、最近当局や民間セクターの組織に強制収用された土地、および過去に前政権下で軍に強制収用された土地の返還を求めていた農業従事者のグループ（およびその支援者）が逮捕された。人権状況に関する国連特別報告者によれば、カレン州の村民は、Lun Nya山の新しい採石場がコミュニティの生計や環境に及ぼす影響を懸念したところ、採石場の運営者によって個人の安全が脅威にさらされた。2017年後半、シャン州北部で違法な土地の強奪に異を唱えた活動家 Htay Aung が、現地職員の招待を受けて問題となっている領域を訪れた際、20人ほどの村民に殴打されて死亡した。本報告書発行時点で、加害者の責任は問われていなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.86 2017年1月、民主主義を擁護し、NLDの顧問を務める著名なイスラム教徒弁護士コー・ニー（Ko Ni）がヤンゴン空港で暗殺された。これは、民主主義と権利活動家への警告と考えられた。2019年2月、暗殺者 Kyi Lin と共謀者 Aung Win Zaw は、コー・ニー殺害の罪で死刑を宣告された。別の共謀者 Zeya Phyo は、証拠改ざんの罪で5年間の実刑判決を受けた。4人目の被告 Aung Win Tun は容疑者をかくまった罪で3年間の実刑判決を受けた。長期にわたる公判は、裁判所がタマドの関与を指摘しかねない重要な目撃者の話を聞かなかったこと、警察の捜査にタマドの関与が疑われること、亡くなった個人を誤って容疑者としたことなどにより、大きく非難された。また、元タマド当局者で首謀者と疑われているアウン・ウィン・カイン（Aun Win Khine）は依然として行方不明である。

メディア

3.87 憲法は表現の自由を定めている。メディアの自由は、2012年に政府による検問と発行前の承認が中止されてから、拡大した。2013年に報道機関の免許制度がスタートして以来、多数の報道関係組織が誕生している。報道市場は競争が非常に激しいが、これは政府による規制のためというよりも、むしろ収益力に欠けることに理由がある。しかしながら2014年印刷業者・出版業者登録法（Printers and Publishers Registration Law (2014)）の下で、当局は国家の安全保障または宗教に有害とみなされる報道を行う報道機関に営業許可を与えないことができる。ミャンマーは、国境なき記者団（Reporters Without Borders）の2018年世界報道の自由度ランキング（World Press Freedom Index）で180国中137位に位置付けられており、2017年からランキングを6位落とした。同様に、フリーダム・ハウスの評価によれば、ミャンマーの報道部門は「自由ではない（Not Free）」となっている。

3.88 国内の情報筋によると、ミャンマーのジャーナリストが直面している最大の制約は、情報アクセスと自己検閲である。公式情報へのアクセスはミャンマーでは厳しい管制下にある。政府は、省ごとに広報担当者を任命しているが、これらの担当者は、十分な情報を持っていないか、要求されても情報を提供できないことが多い。ラカイン州北部へのメディアのアクセスは、2017年8月の暴力事件の後、治安の悪化を理由に政府により厳しく制限されており、代わって8つの国営メディアが2017年8月から2018年2月までラカイン州北部を訪れ、その様子が国際社会に提供された。タマドや政府の中で軍の管理下にある組織（内務省、国境問題省、防衛省など）に関する報道や、その他の国家機密に関わると見なされるトピック（ラカイン州、和平プロセス、仏教の過激主義など）に関する報道では、自己検閲が行われている。

3.89 内務省によるジャーナリストの監視は一般的に行われており、デリケートな問題を報道するジャーナリストは監視、嫌がらせ、投獄のリスクがある。AP通信のミャンマー特派員であったエスター・トゥサン（Esther Htusan）は、ラカインおよびカチン州でのタマドの行動など様々なデリケートなトピックについて批判的な報道を行ったために殺害の脅迫を受け、2017年後半にミャンマーを離れた。本報告書の発行時点で同氏はまだミャンマー国外にいた。

3.90 国内の情報筋によると、2016年以降、ジャーナリストに対して反報道機関法やその他の法律が適用されることが増えるなど、近年メディア従事者の活動環境は著しく悪化し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ている。2017年には20人のジャーナリストが訴追され、その大半がインターネット上の中傷に2013年通信法（Telecommunications Law (2013)）第66（d）条が適用されたものだった。議会は2017年に同法を改正し、刑期を最長3年から2年に軽減した。しかし、運輸・通信省（Ministry of Transport and Communications）に同法に基づいて告訴する許可を与えるなど、主な制約は依然として残っている。文民政府の下で、また政治家、タマド当局者、仏教僧侶などのその他の関係者により、ジャーナリストおよびソーシャルメディア利用者のインターネット上の批判を抑圧するために同法を使用することが増えていると観測筋は指摘している。

3.91 2017年6月、TNLAが開催した行事を報道した3人のジャーナリストが、シャン州で1908年非合法結社法（Unlawful Associations Act (1908)）に基づいて逮捕された。伝えられるところでは、この3人のジャーナリストは秘密の場所に2日間拘置されていた。有罪判決を受ければ最長3年間の禁固刑に処せられる可能性があったが、本報告書発行時点で判決は出ていなかった。この逮捕は、紛争を報道している間はジャーナリストは特例として勾留されないという2014年報道機関法（News Media Law (2014)）の規定を当局が支持していないことを示している。信頼できる情報筋によると、この事例はジャーナリストに許容される行動の範囲を再定義し、活動環境をますます分かりにくくしている。アムネスティ・インターナショナルによると、非合法結社法（Unlawful Associations Act）は少数民族および宗教的少数派の地域で最も頻繁に使用されている。

3.92 ミャンマーのジャーナリストに対する事例で近年最も注目を集めたのは、ロイター通信のジャーナリスト2人に関する事例である。両者は、2017年後半のラカイン州北部イン・ディンでの虐殺について調査を行ったことで、2018年9月に1923年国家機密法（Official Secrets Act (1923)）に基づいて有罪判決を受け、禁固7年を言い渡された（ロヒンギャ、暴力および超法規的殺害を参照）。2018年11月、ロイター通信は、検察当局は国家機密法に基づく必要な構成要件を証明していないこと、裁判所は警察によるでっち上げの有力な証拠を認識していないこと、適正な手続きに対する重大な違反があることを理由に、有罪判決を不服として控訴した。この事件には国際的な非難が集まり、ミャンマーにおける民主主義と法の支配の後退を示すものと広く認識された。

3.93 外国のジャーナリストによれば、ビザの発給を受けることは困難である。現地の情報筋によると、ミャンマーで活動している英語を話すレポーターがここ数年減っている。ビルマ語と英語で出版している一部の報道機関は、ビルマ語の出版物のほうが保守的であり、このことは特にラカイン州に関する報道に当てはまる。

3.94 インターネットへのアクセスは、かつては政府規制と通信インフラの脆弱さにより制限されていた。Facebookなどのソーシャルメディアの利用は、ミャンマーで急速に拡大している。信用できる情報筋によると、海外メディアとソーシャルメディアとの間で報道の二極化が進んでおり、2017年8月のラカイン州での暴力事件以降、状況は悪化している。タマドとマバタはFacebookを利用して反ムスリム感情を煽っている（イスラム教徒および軍を参照）。

3.95 DFATでは、全体として、ミャンマーにおいて政府やタマドを含むデリケートな問題を報道するジャーナリストは、司法当局により訴追され、国際水準からすると厳しいとみ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

なされる判決を受ける中程度のリスクに直面しているとみている。また、全般にジャーナリストが報道の結果として直面する身体的暴力のリスクは低いと DFAT はみている。

女性

3.96 憲法第 348 条は、国はいかなるミャンマー国民も性別を理由に差別してはならないとしている。文化的、社会的規範から、政治とビジネスは男性の領域であり、母親としての立場にある女性は表の経済部門で前面に立つべきではないとされている。女性は政府、企業、市民社会で働いているが、官民を問わず上級職における女性比率は低い。アウン・サン・スー・チーのような例外を除き、閣僚に任命される女性は殆どいない。2015 年のミャンマー議会選挙では過去に例を見ないほどの数の女性が当選した（総議席 491 のうち女性が 64 議席）が、現在の女性議員は議会の 10%強にすぎない。男性は女性よりも約 25%高い賃金を得ている。女性は融資を受けたり土地利用権を行使したりする上では障壁がある。

3.97 ミャンマーでは刑法により強姦は違法である。配偶者間の強姦は、妻が 14 歳（女性が結婚できる法定年齢）未満の場合を除き、犯罪ではない。配偶者間暴力や家庭内暴力を違法とする法律は特に存在しない。強姦によって妊娠した場合を含めて、人工中絶はすべて違法である。2012 年以来、ジェンダーに基づく暴力（GBV）に関する新しい法律の制定に取り組んでいるが、行政や司法機関、国会からの抵抗があると伝えられている。新法の草案は、女性をあらゆる形態の暴力（家庭内暴力、配偶者間の強姦、性的暴力、職場や公共の場でのハラスメント、慣行による暴力を含む）から保護することを目的としている。また、暴力を受けた生存者に対し、より効果的な法律上・医療上のサービスを提供する予定である。伝えられるところでは、この草案では、女性は強姦による妊娠の場合に、衛生委員会（現在は、全委員が男性）の合意があれば人工中絶が許される。同草案ではまた、18 歳未満の少女および障害のある女性に対する強姦は無期懲役とし、配偶者間の強姦で有罪となった場合は最長 5 年の禁固刑と規定している。本報告書発行時点で、この法案はまだ可決されていない。

3.98 女性に対する暴力の横行に関する信頼できる国内データは存しないものの、女性と少女に対してあらゆる形態の暴力が行われていることが報告により確認されている。国内の情報筋によると、紛争地域や災害に見舞われた地域のコミュニティでは、高い頻度で暴力が発生している。報道機関は、女性に対する身体的および性的暴行を定期的に報道している。未成年者が犠牲者となることもしばしばあり、中には 6 歳というケースもある。加害者は、犠牲者の家族または村コミュニティの一員であることが多い。国連事実調査団によると、カチン、シャンおよびラカイン州では軍や EAO のメンバーによる強姦その他の性的暴力も報告されている。当局は通常、こうした犯罪の調査を行わない（ロヒンギャ、暴力を参照）。

3.99 国内の情報筋によると、暴力や強姦について女性が正式な司法制度を通じて正義を追求することはまれである。現行法の下では、女性は、強姦事件を訴追するために医学的証拠記録を提出する必要がある。しかしながら、地方部では医師が少なく、医師の診察を受ける前に警察に出頭することが要件となっていることから、強姦事件の訴追は実現しにくいのが実情である。信頼できる情報筋によれば、一般に女性はミャンマーの治安部隊を信頼していない。国内の多くの警察署は、GBV のケースを適切に取り扱うよう警察官を訓練してい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ない。最近では、警察が GBV の犠牲者の詳細をフェイスブックのページで共有するケースがあった。これはミャンマーでは他の犯罪については珍しいことではないが、ジェンダーに基づく犯罪のデリケートさを警察が理解していないことを示しており、犠牲者のプライバシーを無視している。暴力犯罪が当局によって行われた場合、女性が正義を追求する可能性はさらに低いが、これは刑事責任を免責されることも理由の 1 つである。国連事実調査団によると、2018 年にシャン州で起こった強姦事件で、加害者の兵士が受けた処罰は、10 回の平手打ちと、犠牲者の男性家族への 20 万チャット（約 180 豪ドル）の慰謝料の支払いだった。リーガル・クリニック・ミャンマー（Legal Clinic Myanmar）は女性と子どもを中心に、無償で法的援助を行っている。

3.100 GBV の犠牲者への補償は、特にイスラム教徒コミュニティでは慣習法によることが多い。慣習法によるプロセスでは、しばしばコミュニティの調和が女性個人の幸福よりも優先され、通常、犠牲者は他の女性と事件について協議し、重大性が高いと判断された場合には、親族の男性との協議に進む。男性親族が、事件は容認できないことに合意した場合は、事件はコミュニティ主導者に対して提起される。一部のコミュニティでは、解決は、処罰ではなく謝罪の形をとる。例えば、動物を殺して村全体に振る舞うという形で謝罪が行われる。カチン州では、紛争は村の委員会によって処理され、通常は、和解または補償によって解決される。強姦の場合は、犠牲者とその家族は通常、儀式を執り行い、村全体に振る舞いをすることで、村を「浄化」することを求められる。GBV の被害者はしばしば、家族の元へ返され、十分なサポートを受けられない。米国国務省によると、ミャンマー政府は、暴行犯罪（人身売買を含む）の女性と子どもの犠牲者のために 5 つのセンターを運営している。

3.101 地方部と都市部を問わず、保健医療サービスのなかで、性と生殖に関する健康分野は専門的技術知識が不足している。2016 年に国連がミャンマーにおける性、生殖、妊婦、新生児、青年に関するサービスを評価したところ、有効にカバーされているのは国全体でわずか 24%であった。州や管区によって大きなばらつきがあり、カレン州は 48%、チン州は 9%となっている。避妊法は普及していない。人工中絶は違法であるが、実態は広く行われており、ミャンマーの妊産婦死亡率の高さの一因となっている。女性が性的暴力の通報を躊躇することも、女性が避妊や HIV/AIDS の予防などの医療サービスを適時に受ける妨げとなっている。

3.102 2017 年に政府は 185 件の人身売買を調査したとされる。その大半は性目的の人身売買またはミャンマー女性の非自発的家庭内隷属に関連しており、特にカチン州では中国人男性と強制的に結婚させられたケースも見られた。しかし、信頼できる情報筋によると、政府職員は、加害者に対する法執行機関の取り組みを妨害するなど、性目的および労働目的の女性と少女の人身売買を促進したり、人身売買から利益を得たりしていた。2018 年、米国国務省の人身売買（Trafficking in Persons）報告書で、ミャンマーは最低ランクのティア 3 に引き下げられた。ミャンマー政府のロヒンギャ危機への対応が引き下げの主な理由である。同報告書によると、ラカイン州から逃れた多くのロヒンギャは、搾取の対象となっていたり、避難後に性目的の人身売買のために他国に移送されたりしていた。バングラデシュにある避難民キャンプ内のロヒンギャの女性は特に、バングラデシュ内での人身売買、およびインドへの人身売買の対象となりやすい状況にあった。国内の情報筋の話では、一般に人身売買の調査は不十分で、正義を追求できる機会は限られていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.103 ラカイン州のロヒンギヤの女性は、様々なレベルの差別に直面している。ロヒンギヤ全員が社会で受ける公的な差別（ロヒンギヤを参照）に加えて、ロヒンギヤ社会は保守的であり、女性は移動や活動に関してしばしば家族またはコミュニティにより制限を課されている。14 歳以上のロヒンギヤ女性は、未婚の間は家を離れることを禁じられていることが少なくない。ロヒンギヤの女性に対する暴力、特にパートナーによる暴力が蔓延していると伝えられる。ラカイン州のロヒンギヤ女性は、結婚や生殖に関する権利も制限されている。地方当局は、ロヒンギヤの家族が 3 人以上の子どもを持つことを禁じているが、これは一貫して実施されているわけではない。地方当局はまた、ロヒンギヤに結婚許可の取得を義務付けており（他の少数民族には義務付けていない）、手続きに最長 2 年かかり賄賂が必要となることもある（ロヒンギヤ、ラカイン州のロヒンギヤに対するその他の制限を参照）。

3.104 全体として、DFAT では、ミャンマーの女性が直面している社会的差別は中程度であり、ラカイン州のロヒンギヤの女性がジェンダーを理由に受ける公的な社会差別は高レベルにあるとみている。ミャンマーの女性が家庭内暴力などの GBV を受けるリスクは中程度である。

LGBTI

3.105 刑法第 377 条は、「あらゆる男性、女性または動物との自然界の理法に反した性交渉」を禁じ、科料および最長 10 年の禁固刑に処すと定めている。この条項は、特に、男性同士の性行為を違法とするものと解釈されている。2 人の女性の間での性行為は当該第 377 条の対象外であるとみなされる。当局がこの条項を LGBTI コミュニティのメンバーに対して適用した 2 件の著名な事例がある。1 件は、2011 年にトランスジェンダーが 5 年の禁固刑を宣告された（3 年後に釈放）ケースで、もう 1 件は 2014 年に民事婚セレモニーを行ったゲイカップルを訴追した（が不成功に終わった）ケースである。当局は、児童に対する性的犯罪や同性間強姦の加害者の訴追にも第 377 条を使用しており（刑法の条項は、男性が加害者となり女性が被害者となる強姦についてのみ定めている）。このように法律は同性愛と小児性愛を同一に取り扱っている。第 377 条に基づく最近の訴追の事例はなく、国内の市民社会関係者の話では、この条項は、警察がゲイやトランスジェンダーの男性などから金銭を恐喝する際に使用されている。

3.106 信頼できる最近の報告によれば、警察による LGBTI の人々に対する嫌がらせ、強要、身体的および性的暴行が行われている。1945 年警察法（Police Act (1945)）第 35(c)条と 1902 年ラングーン警察法（Rangoon Police Act (1902)）第 30(c)および(d)条（「Shadow and Disguise Acts」として知られる）も、LGBTI の人々を威嚇し逮捕するのに使用されている。これらの規定では、警察が路上で日没から日の出までの間、顔を隠しているか変装しており、自身について納得のいく説明ができない人々を拘束することを認めている。LGBTI の人々は、警察署に連行されるよりもむしろ、巡回中に拘束されることが増えており、釈放には罰金約 5 万チャット（約 45 豪ドル）を支払わなければならない。警察官は嫌がらせの加害者であることが多く、犠牲者が法的手段に訴える能力は限定されている。犠牲者が警察署に通報した場合、警察官は証拠を集め加害者を特定することにしばしば非協力的である。さらに、LGBTI の人々が関係するケースで助言を行うことに積極的で知識を備えた弁護士が不

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

足しているために、立証されたケースの大半は裁判に持ち込むことが出来ない。LGBTI の権利グループからの最新の報告によれば、ほとんどが大都市の周辺であるが、国内には LGBTI の人々に法的支援を行っている 13 の組織と 15 人の弁護士がいる。

3.107 ミャンマーでは近年、以前よりも LGBTI のコミュニティを目にするようになっていくが、社会的差別は地方部を中心に根強く残っている。多くのミャンマー人は、ジェンダーの役割について保守的な見方をしており、ミャンマーでは性に関して率直に話をするのはタブーと考えられている。伝統的な仏教徒の考えでは、同性愛はカルマの結果である。遠隔地や地方では、宗教グループ（仏教徒、イスラム教徒、キリスト教徒）の影響力は大きく、LGBTI（特にトランスジェンダー）を社会的に差別している。一部の LGBTI の人々は、社会的な不名誉を避け、雇用の機会を探すために地方部から移住している。特にゲイおよびトランスジェンダーの男性が関係する異性間強制結婚が発生している。LGBTI の人々は大都市に共存することがあり、その大多数がヤンゴンとマンダレーに住んでいる。これらの大都市にある一部のレストラン、ホテルなどでは、LGBTI 歓迎の姿勢を公にしているが、こうした場所では、宗教団体を含めて一部の保守的コミュニティの人々からの抵抗を受ける可能性がある。

3.108 コミュニティによる LGBTI の人々に対する公的な暴力はまれであるが、伝統的なジェンダーの役割や異性愛規範に従わない未成年者に対して、行動を「矯正」するために親が体罰を加えることも、信頼できる筋から報告されている。一部の親は、教師が LGBTI の子どもを学校で差別することを支持するとされている。学校では、LGBTI の子どもたちは友人にも教師にもいじめられ、LGBTI コミュニティの中退率は高い。トランスジェンダーの男性の服装に制限を設けている大学もある。しかし、近年は教育制度に改善が見られる。例えば、2017 年に LGBTI の権利団体と教育省によって、学校のカリキュラム用に、性的指向やジェンダー・アイデンティティの発達に関するコンテンツが開発された。

3.109 LGBTI、特にトランスジェンダーの人々は、大都市を含めて雇用の見通しが限定されている。ゲイの男性は警察やタマドで上級職に就くことが認められていない。美容やエンターテインメント業界では、ゲイの男性とトランスジェンダーの女性の雇用は概ね社会的に受け入れられているが、多くの場合季節的な雇用で、賃金も低い。これらの業界を除けば、トランスジェンダーの女性の殆どは、職場では男性としての服装をしなければならない。トランスジェンダーの男性は、建設作業員や人力車の車夫など、低賃金の肉体労働をすることが多い。LGBTI の人権団体の調査によると、政府および民間セクターでゲイとレズビアンの人々が働いているが、彼らは差別を恐れて自分の性的指向を職場で隠している。レズビアンとトランスジェンダーの男性が経験する職場での差別については、ゲイとトランスジェンダーの女性が経験する差別に比べてデータが少ない。しかしながら、LGBTI 人権組織の報告によると、男性が支配する社会では生物学的に女性であることで二重の差別を受けるため、差別がより厳しい。例えば、トランスジェンダーの男性は肉体労働で課される仕事量は多いが、女性の低賃金を受け取っているとされる。

3.110 LGBTI、特にトランスジェンダーの人々は保健医療サービスを利用する際に日常的に差別を受けている。LGBTI の人々は通常、特に地方部では NGO が運営するクリニックで治療を受けることを希望する。これは、公立病院では、性的指向とジェンダー・アイデン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ティティを理由に差別を受けるためである。例えば、トランスジェンダーの患者は強制的に HIV/AIDS 検査を受けさせられる。NGO の一部のクリニックでは、HIV/AIDS 患者には抗レトロウィルス治療を提供している。LGBTI の人々は不妊治療を受けられず、ホルモン入れ替え療法は、内分泌専門医がいないため避妊用ピルを使用してトランスジェンダーの女性が自分で行う。ミャンマーでは、性別適合手術は、医師の推薦があれば認められている。医師の推薦がなければ、トランスジェンダーは、手術による避妊に適用される刑法第 312 条に基づき告訴される可能性がある。DFAT は、2005 年にトランスジェンダーの女性が性別適合手術の後、身分証明証を変更した事例を 1 件だけ認識している。

3.111 LGBTI 問題に関するメディアの報道は否定的なものが多いが、LGBTI 問題は特に都心部では認知度が高まっている。例えば、2018 年の第 4 回 PROUD Yangon LGBTI 映画祭（第 1 回は 2014 年に開催）には約 5,000 人が集まった。ソーシャルメディアは LGBTI 問題に対する意識を高めることに貢献しているが、LGBTI コミュニティを標的としたヘイトスピーチの媒体にもなっている。ミャンマーには活発な LGBTI 市民社会が存在する。ミャンマー LGBTI 権利ネットワーク（Myanmar LGBTI Rights Network）は、LGBTI の権利を擁護する約 20 の市民団体で構成されている。これらの市民団体は政府から活動許可を受けているが、脅迫や威嚇の対象になる可能性がある。

3.112 DFAT のみるところでは、ミャンマーの LGBTI の人々が、社会で公的な差別を日常的に受けるリスクは中程度である。また、ミャンマーの LGBTI の人々が性的指向またはジェンダー・アイデンティティに起因して暴力を受けるリスクは低いと DFAT は見ている。

子ども

3.113 ミャンマーの 1993 年児童法（Child Law (1993)）は 16 歳未満を児童と定義しており、これはミャンマーが締約している児童の権利に関する条約と矛盾している。同法は刑事的責任を問われる最低年齢を 7 歳と定めており、国際法の下で許容できるとされる 12 歳を大幅に下回る。これらの問題は児童権利法（Child Rights Law）の草案で検討中であると DFAT は理解している。同草案は本報告書発行時点で、議会で審議中であった。

3.114 ミャンマーは、強制労働と性目的の人身売買の対象となる子どもたちを国内外に送り出している。政府は 2016 年に、店舗、施設および工場で働くことができる最低年齢を 14 歳に引き上げたが、児童労働は広く行われている。貧困のために親は子どもを学校に通わせることをやめ、世帯の収入に貢献させようとする。都市部では、子どもは多くの場合、露天商、ごみ収集人、レストランやカフェの接客係および家事労働者として働いている。地方では家族の農作業を日常的に手伝っている。子どもはカフェやその他の小規模ビジネス、農業や建設セクターで、また物乞いを通じて、強制労働や性目的の人身売買（債務による束縛を含む）の対象となりやすい。

3.115 タマドや EAO が子どもを兵士やその他の支援任務で徴用するという報告もある。子どもに対する重大な違反を監視し、報告する正式な仕組みである、国連の監視および報告国別タスクフォース（CTFMR : Country Task Force on Monitoring and Reporting）は、ヤンゴンとマンダレーを含め、2017 年に児童兵士徴用の苦情を 15 件受け取った（本報告書発行時

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

点で、検証は終わっていない)。米国国務省は、タマドおよび関連する市民軍で、子どもが掃除、運搬、炊事などの支援任務を行っている 13 件の事例を報告した。こうした事例の 1 つに、200 人以上の子どもが関係しているという報告があった。政府は、2012 年の児童兵士の徴用を中止する政府と国連間の共同行動計画に基づき、2017 年に 49 人の児童兵士を解放したが、軍の任務を離れた子どもたちや、CTFMR の公式なプロセスを受けずに解放された子どもたちは、こうした事例がタマドによって調査されている間、職場放棄の罪で逮捕され投獄されるリスクにさらされている。一部の EAO はタマドとの戦闘のために、子どもたちを IDP キャンプなどから拉致または徴用している。児童兵士の徴用で知られる EAO は、KIA、民主カレン慈善軍、KNLA、KNLA 平和協議会、カレン二軍 (Karenni Army)、シャン州軍南部および UWSA である。社会福祉・救済再復興省、UNICEF および市民社会組織は、解放された子どもに社会復帰サービスとサポートを提供している。

3.116 子どもに対する家庭内暴力については体罰を参照のこと。ロヒンギヤの子どもたちに対する暴力についてはロヒンギヤ、暴力を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

4. 補完的保護の申立て

恣意的な生命の剥奪

超法規的殺害

4.1 超法規的殺害は国中で報告されており、特に紛争地帯に集中している。国連事実調査団によると、2016年と2017年にシャン州およびラカイン州で超法規的殺害が行われ、軍事行動、強制労働、タマドが拘束していた人々の処刑（拘束中の死亡を参照）、EAOと同じ民族に標的を絞った殺害が報告された。例えば、2018年7月に、TNLAの女性医師6人がタマドによる拘束中に超法規的に殺害されたが、タマドは関与を否定している。2017年8月のラカイン州での治安維持活動中にタマドおよびBGPにより超法規的殺害が広範に行われた。マウンドー郡区イン・ディンでは、治安維持軍が少なくとも10人のロヒンギャ男性を超法規的に殺害した。集団墓地が発見されると、タマドは殺害を認めたが、殺害された男性はテロリストだと主張した。ラカイン州北部の少なくとも5つの地域で、2017年の暴力事件の一環として広く民間人が殺害されたとする信頼できる報告があり、イン・ディンはその1つである（ロヒンギャ、暴力を参照）。

4.2 信頼できる報告によると、タマドの兵士は、強制労働から逃れようとした、強制労働を拒んだ、あるいは労働を続けることが身体的に不可能になったことを理由に、意図的に殺害を行った。例えば、2017年1月にシャン州ムセ（Muse）郡区で、強制運搬労働で重い物資を運ぶことができなくなった2人の村民が殺害された（1人は撲殺、もう1人は銃殺）と伝えられている。国連事実調査団は、EAOと同じ民族で、特に18歳から40歳の男性が、タマドにより殺害された複数の事例を報告した。2016年3月、シャン州マントン（Manton）郡区で、TNLAのメンバーと思われるタアン（Ta'ang）族の男性が銃殺されたと見られる。

4.3 超法規的殺害は、ミャンマーのその他の地域でも報告されている。2018年4月、カレン州でタマドが、KNLAの兵士とバイクに乗っていたカレン族のコミュニティ・リーダーで環境活動家のSaw O Mooを銃撃し、致命傷を負わせたとされる。タマドは、同氏が地雷を埋めていた疑いがあることを根拠に、犯行を否定した。アムネスティ・インターナショナルによると、2017年12月にカヤー州で、カレン族の男性4人がタマドの兵士に殺害された。

強制または非自発的失踪

4.4 国連事実調査団は、タマドおよびミャンマー情報部（Myanmar Intelligence Office、通称 Sa Ya Pa）による強制失踪の複数の事例を報告した。失踪は多くの場合、拘束に関する手続き上の保護措置を遵守していない状況で発生したとされる。このため、家族は、拘束されている親族が逃亡する、釈放される、または正式な拘置所に移送されるまで、行方が分

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

からないことが多く、その期間は数週間や数カ月に及ぶこともあった。タマドに逮捕されたまま戻って来ず、家族が居所を知らされないままにしているケースもあった。マンシ（Mansi）郡区のカチン族の IDP 2 人は、2018 年 1 月にタマドに逮捕されたと伝えられた後、1 カ月間行方不明で、その後村の近くのジャングルで死体が発見された。伝えられるところでは、タマドはコミュニティのリーダーに、失踪した IDP の捜索を許可しなかった。国連事実調査団はまた、タマドに拘束され、家族が探したところ死体で発見されたという複数の報告も受けた。死体の多くは埋められたり、手首をロープで縛られたりしていた。

4.5 アムネスティ・インターナショナルと国連事実調査団によると、EAO または反政府グループによる強制失踪の複数の事例があった。強制失踪は、タマドへの協力や EAO への抵抗を理由に実行され、自分たちの作戦への参加を強制する手段としても行われた。アムネスティ・インターナショナルによれば、ラカイン州で 2017 年 8 月に発生したラカイン族とムロ（Mro）族の村民の強制失踪は ARSA によるものだった。2017 年 10 月にシャン州 Nankham 郡区で、TNLA は、ある若い男性を入隊させようとしたが不在だったため、その男性の父親を拉致し、その男性が戻り入隊するまで拘束したとされる。KIA もまた、自分たちの活動への参加を強制する手段として、民間人を拉致したとの報告がある。例えば、シャン州クツカイ（Kutkai）郡区では、入隊に抵抗した兄の妹である 12 歳の少女を拉致し、人質に取った。

拘束中の死亡

4.6 国連事実調査団の報告によると、タマドによる拘束中に、男女を問わず数多くの民間人と EAO のメンバーが殺害された。その一般的なパターンは、タマドが個人を拘束し、職業および EAO との関係、あるいは EAO のメンバーや拠点の所在について尋問し（しばしば拷問や虐待をする）、その後犠牲者を殺害するというものだった。2018 年 1 月、カチン州タナイ郡区で、タマドと KIA との衝突後にタマドに拘束されていた 5 人の男性が、タマドの兵士に銃で撃たれ、致命傷を負ったとされる。2016 年 11 月、タマドの兵士は、シャン州ムセ郡区の軍キャンプで少なくとも 80 人の男性を逮捕、拘束したとされる。タマドと北部同盟との戦闘中に逃亡しようとした 90 歳の男性がタマドにより殺害されたという目撃者の報告もある。

4.7 警察に勾留されている間に死亡したという報告もあった。例えば、MNHRC は、2018 年 9 月にヤンゴン警察で尋問を受けていた男性が殴り殺された事件について調査を行っていると言われる。MNHRC はまた、2018 年 8 月にエーヤワディ管区で漁網を盗んだ疑いのある男性が警察勾留中に死亡した事例も調査し、関与した捜査官と警察官に対し措置を講じるよう内務省に勧告したとされる。

死刑

4.8 1988 年以降、ミャンマーでは死刑は執行されていないが、裁判所は引き続き 1898 年刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure (1898)）第 368 条に基づき、死刑判決を下している。殺人、麻薬密売、薬物保持については、強制的に死刑判決が下される。地方裁判所で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

死刑判決を受けた犯罪者は、高等裁判所に控訴することができる。2018年7月の刑務所局（Prisons Department）の報告によると、2016年以降死刑判決を受けた66人の犯罪者のうち33人が控訴した。最終手段として、犯罪者は大統領の恩赦を嘆願することができる。テイン・セイン政権（2011年から2016年）以降、死刑が終身刑に減刑された事例はない。

拷問

4.9 刑法は拷問を禁じているが、国内の情報筋によると、タマドおよび警察は自供やその他の情報を引き出すために拷問手段を引き続き用いている。最も多用される拷問方法は、殴打、食事・水・睡眠の剥奪とされる。

4.10 全般に、当局による拷問やその他の虐待は、紛争地域において、EAOのメンバーまたは支持者と疑われる人々や、軍事行動に参加している人々に対して最も頻繁に行われる傾向がある。国連事実調査団は、カチン州とシャン州での軍事行動、パトロール、強制労働中の拷問の主たる加害者はタマドの兵士であることを確認した。場合によっては、Pyithu Sit（タマドの訓練を受けた民間人の武装集団で通称「People's Militias」）などの市民軍またはSa Ya Paが同行したとされる。国連事実調査団の説明によると、カチン州およびシャン州における拷問の犠牲者は、大半が18歳から40歳の（「戦闘年齢」の）男性で、タマドの紛争相手の戦闘員と同じ民族であることが多い。

4.11 例えば2017年6月に、タマドは、シャン州Namhsan郡区でTNLAのメンバーと疑われる男性を拘束し、拷問したとされる。この男性は、拷問を受けたとされる日の翌日に発見され、TNLAの制服を身に付けていた。国連事実調査団はまた、EAOに協力していると非難された年配の男性（多くは村の行政職員やコミュニティ・リーダー）が、拷問を受けた事例を報告した。2017年8月、タマドの兵士は、シャン州クッカイ郡区で、TNLAのメッセンジャーと疑われた年配の男性IDPを拷問したとされる。伝えられるところでは、この拷問は複数の場所で24時間以上続き、激しく殴打する、縄で縛る、ホットワックスによる火傷、手足を折るなどを伴う尋問が行われた。カチン州とシャン州では、女性と子どもも、強姦やその他の性的暴力などタマドによる拷問の対象となったとされる。こうした事例では通常、EAOの活動に関する情報や供述を得るため、またはタマドの敵対者に同調した罰として、拷問が行われた。

4.12 ラカイン州で当局および一部の民間人がロヒンギャの人々（子どもを含む）に対して拷問を行ったという信頼できる報告もあり、その大半は2017年8月25日頃に発生している（ロヒンギャ、暴力を参照）。米国国務省によると、バングラデシュでインタビューを行ったロヒンギャ避難民の10人に1人は、2017年の治安維持活動中に、タマドの兵士と民間人がロヒンギャに対して身体を切断する行為や拷問と考えられる行為を行うのを目撃していた。身体を切断する行為には、自白を強要するために内臓を切り取って引き出す、四肢手足を切断する、爪を引き抜く、髭や性器を燃やすことや、焼き殺すことなどが含まれた。米国国務省がインタビューした33人のロヒンギャによると、治安維持活動中に、処罰または尋問の一環として、戸外に何時間も出されたロヒンギャのグループもいた。8月25日の事件発生の前から刑務所に収容されていたロヒンギャも、特に尋問中に拷問を経験したり目撃したりした。アムネスティ・インターナショナルは、ロヒンギャの男性17人と

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

10代の少年2人が、8月25日頃にラテーダウンおよびブティダウン郡区のBGP拠点で拘束されている間に拷問を受けた事例を報告した。尋問中に、拘束者は激しく殴打され、火傷を負われ、長時間にわたって無理な姿勢を強いられた。少なくとも5件の事例で、性器を焼く、切断するなどの性的暴力があった。何日も水を与えられず、1週間以上食事を与えられない拘束者もいた。アムネスティ・インターナショナルと米国国務省によれば、当局は拷問の事件を調査することも、加害者とされる人物を処罰することも殆どなかった。米国国務省はさらに、当局はタマドや警察による拷問の疑いを調査することも、加害者とされる人物を処罰することも殆どなかったと指摘した。

残虐、非人道的もしくは侮辱的処遇または刑罰

恣意的な逮捕および拘束

4.13 刑事訴訟法は、24時間を超える勾留には裁判所の許可を得ることを義務付けている。2017年、当局は非合法結社法（Unlawful Associations Act）を使用して、少数民族や宗教的少数派の地域を中心に、恣意的な逮捕を行った。同法は、受刑者が当初の刑期を終えた後に当局が刑期を延長することを認めている。同法はまた、国の主権や安全、治安、安寧を脅かす行為を行っている、または行う可能性があるとして当局が確信できる場合、罪状も裁判もなしに容疑者を勾留することを認めている。米国国務省によると、文民政府もタマドも同法を広義に解釈し、活動家、学生リーダー、農業従事者、ジャーナリスト、人権擁護者を勾留している複数の事例があった。また、政府は一般に、被勾留者が2週間の公判前勾留期間より前に、勾留の法的根拠に異議を申し立てることを認めなかったとされる。

4.14 国連事実調査団の報告によると、ラカイン州でBGPおよびタマドによるロヒンギャに対する恣意的な逮捕および勾留は広く行われていた。2016年10月から2017年8月の間にラカイン州北部でロヒンギャの恣意的逮捕が増加したことが浮き彫りになり、同時期に治安部隊のプレゼンスが高まったことと一致している。伝えられるところでは、逮捕者の大半は、自身の活動やARSAメンバーに関する情報について尋問され、釈放されるためには賄賂が要求された。国連事実調査団は、カチン州およびシャン州での民間人の大量逮捕と勾留についても報告した。逮捕と勾留は強制労働のためと、民族武装組織との関係が疑われるためであった。犠牲者の多くは、逮捕の理由について説明されず、裁判にかけられることもなかったとされる。

体罰

4.15 体罰は家庭、学校および刑事施設では合法である。児童法第66条は、「親、教師または子どもを支配する権利を持つその他の人物による訓戒」を定めている。刑法第89条は、「12歳未満の子どものために善意で行われることはすべて・・・それによって生じる可能性のある危害を理由に犯罪とはならない」と規定している。学校での体罰を禁止する政府指

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

令は、これらの法律と矛盾している。2017年に米国国務省は、体罰は子どもに対する懲罰の手段として依然として広く使用されていると報告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5. その他の考慮事項

国家の保護

5.1 憲法は、国民に対し「人種、出生、信仰、公的立場、地位、文化、性および貧富」を理由とした差別からの自由を保障している。しかしながら、国民を差別から守るための具体的な保護については法律で殆ど規定されておらず、国民が差別に対する補償を追求する方法も限られている。さらに、法律は市民権を持たない者（ロヒンギャを含む）を保護していない。

5.2 国の保護を受けられるか否かは状況に左右され、必ずしも宗教や民族に基づいて決定されるものではない。ミャンマーでは、人口の過半数を占めるビルマ族仏教徒が治安部隊を含む公共サービスを独占していることと、反ムスリム感情が蔓延していることから、イスラム教徒、特にロヒンギャが有効な国の保護を受けることは困難となっている。

軍

5.3 タマドは、陸軍、海軍、空軍で構成され、総帥は国軍司令官である。国軍司令官は、軍が少なくとも 11 議席中 6 議席を支配する国防安全保障評議会（National Defence and Security Council）によって選出される。国軍司令官の権限は広範にわたり、副大統領 1 名、防衛、内務、国境問題の各省大臣、および議会の軍人代表議員の要職任命権を有している。憲法は、国軍司令官による決定は最終的なもので、非常事態においては国軍司令官が立法、行政、司法のすべての権限を行使すると規定している。公式な数字は明らかにされていないが、信頼できる情報筋によると、タマドの規模は 30 万人から 50 万人と推定される。国家予算に占める軍事費の割合についても推定値にばらつきがあるが、13%から 14%との推定が大半である。軍には他の資金源もあるため、実際の軍事予算は確認できない。

5.4 公式には徴兵制度はなく、軍は志願兵で構成されているとみなされる。しかしながら、国内の情報筋によると、一部の兵士たちは、刑事上の有罪判決を回避するため、または貧困から逃れるために入隊を余儀なくされている。ミャンマーは児童の権利に関する条約を批准しており、近年、入隊時点で 18 歳未満の児童を除隊させる措置を講じている（2012 年から）。子どもと武力紛争に関する国連事務総長年次報告書（UN Secretary-General Annual Report on Children and Armed Conflict）によると、2012 年の児童兵士の徴用防止に関する国連との合同行動計画に基づいて 101 人の児童と青年がタマドから解放された。しかしながら近年では減ってはいるものの、特に紛争地域において、タマドが成人と子どもを問わず時として強制労働をさせているという報告が続いている（子どもを参照）。

5.5 政府が特別緊急事態を宣言したラカイン州におけるコミュニティ間暴力の最中、コミュニティ保護の役割を第一義的に担ったのは警察でなくてタマドであった。しかしながら、保護を求めるイスラム教徒の支援を拒否する、ラカイン族による激しい攻撃を支持する、過激な暴力を使用するなど、タマドはコミュニティを保護していないとする信頼できる報告がある（ロヒンギャ、暴力を参照）。国際危機グループ（International Crisis Group）を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

含む複数の信頼できる情報筋によると、タマドは 2016 年の暴力事件以降、ラカイン州で反政府勢力に対抗するための「4 つの分断 (four cuts)」戦略 (1960 年代に最初に策定) を実施したとされる。「4 つの分断」とは、民族自決のために闘う EAO の食料、資金、情報および大衆の支持を断つことである。この戦略は、紛争地域における民間人を直接標的にしているとして人権団体により非難されている。カチン州およびシャン州北部で、タマドは紛争地域で民間人を保護していないとの報告がある。例えば、食料や救援物資の配給は KIA 戦闘員を支援するという理由で、カチン州の紛争地域コミュニティに配給を行っていない。

5.6 ミャンマー政府において過去に軍が果たしてきた役割から、軍関係者は、人権乱用の告発に関する訴追を免れる傾向がある。近年、国家法の下で兵士が殺人で有罪判決を受けた事例がいくつかあるが、若い軍人が関与していることが多く、刑期は短い。タマドに対する最も著名な有罪判決として、ロイター通信によるイン・ディンの虐殺の報道を受けて、2018 年 4 月に 7 人の兵士に禁固 10 年と重労働刑の判決が下された (メディアおよび超法規的殺害を参照)。これは治安部隊がロヒンギャに対する暴力で責任を問われた初めての事例である。2018 年 9 月、国連事実調査団は、2017 年 8 月のラカイン州での国軍司令官と 5 人の将軍の行動に関し、大量虐殺、人道に対する犯罪、戦争犯罪で訴追するよう求めた。

5.7 タマドは、特にロヒンギャに対するヘイトスピーチの拡散にも直接関与している。フェイスブックのサイバーセキュリティ・ポリシーの責任者は、「ミャンマー軍に直接結びつく、プロパガンダを密かに拡散しようとする明確で意図的な試み」が見つかったと述べ、2018 年 8 月に国軍司令官を含むタマド高官の複数のアカウントを削除した。

5.8 全体として、DFAT は、タマドは一部の民間人に保護を提供しているが、ラカイン州のロヒンギャやカチンおよびシャン州の民間人などには保護を提供していないとみている。また、タマドは通常、処罰を受けずに行動していると DFAT はみている。

警察

5.9 ミャンマー警察は紛争・休戦地域以外での法の執行を担っており、軍が任命する内務大臣の直屬下に置かれている。全国の警察官の数は 75,000 人で、州・管区ごとに地域の警察がある。ラカイン州では BGP が活動している。BGP はミャンマーとバングラデシュの国境地域の治安維持を担当し、検問所を運営し、ロヒンギャおよびその他の住民の州内の移動を記録している。

5.10 法規範の弱さは、ミャンマーにおいて効果的な国の保護を妨げる重要問題である。歴代の政府は、法治の改善、法・秩序制度改革を公約してきた。しかしながら、犯罪の犠牲者が保護または補償を求める手段は殆どない。警察部隊はしばしば資金や人員・設備が不足し、訓練も十分に行われておらず、このことが警察の能力や対応力に悪影響を及ぼしている。犯罪の大半は通報されず、捜査されない。女性警官は全体のわずか 8%程度である。女性の犠牲者は強姦や人身売買などの犯罪を男性の警官に話すことを躊躇する文化があるため、女性警官の少なさが、強姦や人身売買などの犯罪捜査の妨げとなる可能性がある。

5.11 警察の保護を求めるには、訴え手続のために公式身分証明書類が必要である。従って、ロヒンギャなど適切な証明書類を持たない者は、しばしば警察に訴えることができない

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

い。しかも、ラカイン州の地方行政機関と警察は、ほぼ全員がラカイン族仏教徒である。警察官が低い給与を補うために民間人に金銭を強要することは日常的で、犯罪捜査の実施のために犯罪の犠牲者に高額な賄賂を要求することが少なくないとされる。トランスペアレンシー・インターナショナルが 2017 年に発表した調査結果によれば、警察に通報したミャンマー国民の 49%が賄賂を払っていた。腐敗と強要は、特にラカイン州のロヒンギャ（ロヒンギャ、移動の自由を参照）やその他の少数派グループ（LGBTIを参照）に対して横行している。

5.12 警察が民間人を保護していないという信頼できる報告がある。例えば、2017 年 8 月のラカイン州北部の治安維持活動では、地域警察はロヒンギャの犠牲者を保護することができなかったか、保護しようとしなかったとされる。ただし、他の民族集団やその財物に対しては警察の保護がある。警察はまた、ラカイン州で複数の事例で民間人に対して過度の暴力を用いたとされている。米国国務省は、BGP が単独で、またタマドと連携して 2017 年 8 月以降ロヒンギャに対して暴力を振るったと報告している（ロヒンギャ、暴力を参照）。ロイター通信の報道によると、準警察組織がロヒンギャの男性 10 人を恣意的に逮捕して処刑するなど、イン・ディンでの軍事行動を支援した。この報道（ロイター通信のジャーナリスト 2 人の逮捕につながった。メディアを参照）は、写真や準警察の証言など、信頼できる証拠の裏付けがあった。BGP は 2016 年の治安維持活動でのロヒンギャに対する暴力にも関与していた。警察は、ロヒンギャの民間人を殴った罪で 1 人の警官を降格したとされる。この様子は録画され、YouTube に投稿された。捜査の詳細は公にされなかった。2018 年 1 月、警察は、ラカイン州 Mrauk-U で仏教徒の祝祭を禁止する政府命令への反対を表明する抗議者の群衆に発砲し、ラカイン族 7 人を殺害した。

5.13 警察の不法行為の調査は、透明性が欠如していることが多い。警察官の告発を成功させるためには、警察の首脳部または著名人物のサポートが必要である。軍が警察を支配しているため、警察は政治的干渉も受ける。ロイター通信のジャーナリスト、ワ・ロン（Wa Lone）とチョー・ソウ・ウー（Kyaw Soe Oo）の事例（メディアを参照）では、警部（後に 1995 年警察規律維持法（Police Force Maintenance of Discipline Law (1995)）に違反した罪で禁固 1 年を宣告された）の証言など、警察によるでっち上げの有力な証拠がある。市民社会団体もまた、2017 年にヤンゴンで発生したコー・ニー氏の事件で、警察が意図的に捜査を手加減したと報告している（人権組織を参照）。

5.14 全体として、民間人、特にラカイン州のロヒンギャに対する国の保護提供という点で、警察の能力は限られており、腐敗の対象となりやすいと DFAT はみている。警察の行動は不処罰に付されるのが通例である。

司法

5.15 ミャンマーの民間法廷は 4 つのレベルに分かれている。連邦最高裁判所、14 の州・管区高等裁判所、67 の地方・自治区（管区）裁判所、324 の郡区裁判所である。憲法は、国防関係者が関与する事件を独自に審判する軍事裁判所を定めている。州・管区レベルでは、民事問題は司法制度ではなく官僚によって取り扱われることが多い。刑事事件は村の治安判事の審理に委ねるほか、州や連邦裁判所に上訴することができる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

5.16 政府が連邦司法組織の上級職を任命するため、司法制度は長らく政治的偏りの影を引きずっており、裁判官は通常、自己の立場を独立的とはみていない。最高レベルの司法機関は憲法裁判所であり、通常は法案の審理を取り扱う。憲法は、憲法裁判所の決定を保護しているが、憲法裁判所判事は政府が任命する。個々の憲法裁判所判事の決定は、同判事の退任後に再考に付すことができる。2012年、憲法裁判所判事全員が退任を強いられたが、この例にも司法全体の独立性の欠如が現れている。憲法および法令に司法の独立が規定されているが、実際には腐敗および独立性の欠如は続いており、ミャンマーの司法制度にとって重大な課題となっている。トランスペアレンシー・インターナショナルの2017年の報告によると、裁判所を利用したことのあるミャンマー国民の39%は賄賂を払っていた。

5.17 政府と法曹界の双方が司法制度改革に取り組んでいるが、改革が有意な成果を上げるには長い時間が必要であろう。一般国民の司法に対する信頼は極めて低レベルであり、犯罪の犠牲者が法的手段に訴えることは少ない。2016年法律扶助法（Legal Aid Law (2016)）は、貧しい人々への法的支援の提供を規定しているが、貧困の基準は州や管区によって異なる。法律扶助協会は州・管区の高等裁判所および政府によって組織されている。

5.18 憲法は、二重の危険（double jeopardy）に対する保護を規定している。憲法第374条は、「管轄裁判所により有罪または無罪判決を受けた者は、上級裁判所が判決を無効とし再審理を命じる場合を除き、再審理を行うことはできない」と定めている。同様の規定が2010年連邦司法制度法（Union Judiciary Law (2010)）第6条にもある。個人が異なる郡区で同じ犯罪について罪を問われるケースが報告されている。

5.19 DFAT は、ミャンマーの司法は弱体であり、国の保護を提供する能力は限られているとみている。政治的にデリケートで既得権益や治安活動が絡む問題では、司法が独立性に基づく結論を下すことに信を置くことはできない。DFAT はまた、司法内部の腐敗が公正な裁判の履行に影を落とす可能性があるともみている。

拘留と刑務所

5.20 内務省の矯正局（Correctional Department）は、およそ40の刑務所と50の労働収容所（正式名称は「農業・家畜飼育職訓練センター」および「製造センター」）を運営しており、推定6万人の囚人が収容（男性5万人、女性1万人が別の施設に収容）されている。一部の刑務所では、公判前被勾留者が既に有罪判決を受けている受刑者と一緒に収容され、政治囚が一般の囚人と一緒に収容されていると伝えられる。子どもと LGBTI コミュニティの人々は通常、別の棟に収容されている。

5.21 2018年4月、政府は大統領の恩赦を発表し、8,000人以上の受刑者を釈放した。その大半は薬物犯罪により服役していたが、36人の政治囚も含まれていた。2018年5月、イスラム教徒で宗教の垣根を超えた活動家のゾー・ゾー・ラッ（Zaw Zaw Latt）とプイン・ピュー・ラッ（Pwint Phyu Latt）を含む259人の囚人が釈放された。2018年12月時点で、35人の政治囚が服役し、56人が政治活動の裁判を待つ間勾留されていた。236人は刑務所の外で政治活動の裁判を待っていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.22 赤十字国際委員会（ICRC : International Committee of the Red Cross）は、刑務所および労働収容所の視察を許されているが、ラカイン州とカチン州では立ち入りが制限されている。ICRC の報告書は極秘ベースで刑務所当局と共有され、ICRC は政府と協力して刑務所の状況改善に取り組んでいる。MNHRC もまた、政府の許可を得て、ラカイン州北部を含む刑務所と拘置所を計画的に査察している。

5.23 国内の情報筋によると、刑務所と労働収容所の状況は劣悪で、拘束具が広範に使用されていた。刑務所の過密状態は未解決の問題である。2017 年の MNHRC の報告によると、30 カ所の刑務所の合計収容能力は 31,500 人だったが、50,000 人以上が収容されていた。政府は国内最大のインsein中央刑務所（Insein Central Prison）に2018年6月時点で12,000人が収容されていると発表した。同刑務所の収容能力は10,000人である。一部の刑務所には医療棟があり、公立病院への紹介制度があったが、通常、囚人たちは医薬品や保健医療サービスがなかなか受けられない状況にある。刑務所でも労働収容所でも腐敗が横行しており、囚人は水、囚人服、その他の生活必需品を手に入れるために、あるいは他の受刑者を監督する権限を与えてもらうために、看守に賄賂を贈っているとされる。通常、法定代理人は刑務所でクライアントに接見することが許されている。受刑者の家族は世帯リストを当局に示し家族であることを証明できる場合に限り訪問が認められている。ただし、国内の情報筋によると、ラカイン州北部では弁護士と家族の訪問は認められていない。

5.24 2015 年以来、新しい刑務所法が議会で審議されている。2018 年 3 月、ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者は、同法案は、拷問およびその他の残虐、非人道的または尊厳を損なう処遇または刑罰に関して国際基準を満たしておらず、刑務所を独立の立場から監視する仕組みがないと懸念を表明した。

国内移転

5.25 憲法第 355 条は、国民の「ミャンマー連邦内の任意の場所に法律に従って定着し居住する」権利を保護している。市民権を持たない者と紛争地域の民間人を除き、国内移動の自由は通常認められている（ロヒンギヤ、移動の自由およびラカイン、カチンおよびシャン州における移動の制限を参照）。2016 年に、2012 年小区・村管理法（Ward or Village Tract Administration Law (2012)）が改正され、宿泊客の登録義務は、個人宅に 1 カ月以上滞在する宿泊客のみに適用されるようになった。紛争が発生している州の住民は通常、他の地域の住民に比べて移動の自由が制限される。

5.26 国際移住機関（IOM : International Organization of Migration）によると、2014 年に 940 万人（人口の 20%）が国内で移住した。移転の理由は、より良い経済・ライフスタイル・教育機会の追求など、多種多様である。より良い生計の機会を求めて移動する、季節的移住ルートが定着している。2015 年の総選挙とそれに伴う経済変化は、地方から都心への移住を促す大きな要因となっている。少数民族の中にはビルマ語を解さない者もいるため、ビルマ語圏への移転は実質的に困難で、移転先の選択肢は言語が共通する地域に限定されやすい。紛争地域の IDP は IDP キャンプに自発的に移動する場合と、強制的に移動させられる場合があるとの報告がある。いったんキャンプに居住すると、IDP は通常、移動を制限される。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.27 ロヒンギャと紛争地域の民間人を除き、国民の大半は、各自の財政状況に応じて国内を移転することができる DFAT はみている。

ラカイン、カチンおよびシャン州における移動の制限

5.28 2012 年の暴力事件以降、ラカイン州での正式な移動制限は、ロヒンギャの人々に加えてカマン族とその他のイスラム教徒に拡大された（ロヒンギャ、移動の自由を参照）。多数派民族のラカイン族を含むその他の民族・宗教集団は、自身の経済的な余裕の範囲内で概ね移動の自由を享受している。ラカイン族は、コミュニティ間の緊張の高まりなどを理由に、イスラム教徒の村への旅行を自ら制限する場合がある。

5.29 国連事実調査団の報告によると、カチン州とシャン州では、検問所や書類チェック、夜間外出禁止令など、様々な移動の制限が課されている。また、戦闘や地雷などで安全が脅かされているため、自ら移動を制限する場合もあるとされる。EAO 発行の身分証明証を保持する人々の移動が最も制限されているとの報告がある。

世帯登録リスト

5.30 小区・村管理法に基づき、全国の村および小区の行政官（Village and Ward Tract Administrator）は、出生および死亡の情報を収集・登録し、世帯リスト上で個人を追加・削除することを義務付けられている。したがって、移転や結婚など変更があればすべて郡区総務局（Township Administration Office）に報告する義務がある。手続きに必要なとされる書類および金額は、管轄法域により異なる。例えば、アムネスティ・インターナショナルの 2017 年の報告によれば、ラカイン州で個人をある世帯から別の世帯に移すには、既存の世帯リストの写し、婚姻証明書、身分証明証の写し、小区または村の当局からの推薦状が必要である。当局からの要請があればリストの写しも提示しなければならない。世帯リストは入国管理・人口省（Ministry of Immigration and Population）と内務省により発行され、更新される。

5.31 身分証明証の発行、学校への入学（特に中等学校以上のレベル）、サービスの利用（保健医療、電気・水など）、結婚および旅行許可には世帯登録が必要である。2015 年に TRC が無効となって以来（ロヒンギャ、市民権および国籍 ID カードを参照）、多くのロヒンギャにとって世帯リストが身分を証明する唯一の文書となっている。

5.32 ラカイン州北部では、世帯リストは外国人不法入国防止委員会（Committee for the Prevention of the Illegal Immigration of Foreigners、通称 Ma Ka Pa）と BGP により毎年更新されると伝えられ、最近では 2018 年に更新された。国内の他の地域では、年次調査は行っていない。2017 年のアムネスティ・インターナショナルの報告によると、年次チェックの際に不在だった住民が、旅行許可なく世帯リストから削除されている事例があった。また、世帯リストから削除された後に海外から帰国した人々は、逮捕されて入国法違反で有罪となるリスクにさらされているとの報告もあった。世帯リストから削除されないようにするために賄賂を贈っているとされるが、その費用は現地の基準からすると高額と考えられてい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

る。ラカイン州中部では、2012年の暴力事件以降、一部の世帯リストが更新されていないとの報告がある。2017年にアムネスティ・インターナショナルは、2016年以降、ロヒンギャの人々にとって世帯リストに出生を追加登録することはますます困難になっていると指摘した（ロヒンギャ、市民権および出生および死亡証明書を参照）。

5.33 登録されていないことが判明した場合、最長7日間の警察拘留に処される。拘留期間中に、被拘留者は世帯に帰属することを立証し、世帯筆頭者に世帯リストに登録してもらわなければならない。世帯筆頭者が未登録者を世帯員であると認めなかった場合については不明であり、DFATでは、不正確な登録で処罰が課せられる頻度や、処罰の一貫性について情報を得ていない。国連事実調査団は、治安維持活動の後にミャンマーを離れたロヒンギャの大半は、従前の居住を証明する書類を持っている可能性は低いと判断した。

帰還者の取扱い

出入国手続き

5.34 国際空港は、ヤンゴン、マンダレー、ネーピードーの3つである。ミャンマーのパスポート保有者のチェックインと入国手続きは、基本的には国際標準手続きと類似している。空港職員が予約内容を確認し、パスポートの氏名と旅客名簿の氏名を照合する。税関および入管職員が手荷物を入念に検査し、入管職員がパスポートの写真とパスポート所持者が同一人物か否かを確認し、パスポートをスキャンする。警察と入管の身元確認システムは統合されていない。

5.35 陸路によりミャンマーと外国とを行き来することは、タイ、ラオス、中国、インドの限られた数の正式な国境検問所に限定されている。国境検問所は、殆どあるいはまったく通知なく閉鎖されることがあり、入国は、国境沿いの州もしくはその隣接地域、または国境沿いの町の住民に限られる。しかし監視されていない国境地域が長く伸びており、そこでは非公式な越境が発生している。「無人地帯 (no man's land)」として知られるミャンマーとバングラデシュの国境地域は、ミャンマー領土の一部とみなされている。

5.36 2017年8月の暴力事件の後、ラカイン州からの海路による不定期な移動が報告された。2018年4月と5月、2月にシトウェ郡区からボートで出発した後、インドネシアのアチェ (Aceh) 州で登録された5人のロヒンギャについてDFATは話を聞いたが、その内容は矛盾していた。このグループは当初、ミャンマー海軍がボートを妨害し、7人の乗員を殴打・殺害し、ボートのエンジンを取り外したと訴えた。その後このグループは、ミャンマー海軍がボートを妨害し、成人男性に身体的暴行を加え、ボートのエンジンを取り外した後、行方不明の乗員は岸に向かって泳ごうとボートを離れたと説明した。ミャンマー海軍はボートを妨害していないと否認した。2018年11月、ミャンマー当局は、ミャンマー海域内で4隻のボートを妨害した。4隻はすべてラカイン州を出発してマレーシアかインドネシアに向かうボートだった。乗員の大半はシトウェ郡区のロヒンギャで、いずれの場合も拘束され、尋問され、出発港に戻された。DFATの理解しているところでは、何人かの乗員は、出国の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

主な理由は仕事を見つけ良い医療を受けるためだと説明した。乗員はミャンマー法の下で起訴されていなかったと伝えられる。

5.37 2019年2月、UNHCRは、AAとタマド間の衝突が発生してから、バングラデシュに逃れる人々の数がやや増加していると報告した。この中には、軍事行動を逃れたとされるラカイン族とチン族が含まれていた。

帰還者の状況

5.38 ミャンマーの労働・入国管理・人口省（Ministry of Labour, Immigration and Population）は、帰還者の面接実施責任を負っている。ただし、ロヒンギヤの帰還者は社会福祉・救済再復興省が管理する（ロヒンギヤの帰還者の状況を参照）。DFATは、これらの面接が実施される頻度や、政府治安当局がいかなる種類の情報を得ているか（得ているか否かを含めて）については了知していない。

5.39 支援を得て正式な帰還プロセスを経て自主的にタイからミャンマーに戻る避難民（主にカレン族）は、「国籍の検証」を受ける。この手続きは、CSC（国籍 ID カードを参照）が発行されるまでに1年かかることがある。CSCがあればミャンマーで権利を行使し、サービスを利用することができる。ミャンマー政府、タイ政府、UNHCR および IOM は、2016年以降、164人のミャンマー難民のタイからの正式な自主帰還を実現させた。この中には2018年5月に帰還した93人が含まれる。UNHCR、IOM および世界食糧計画（World Food Programme）はこうした帰還者に対し、帰還地域の状況に関する情報、カウンセリング、交通費（1人当たり1,800タイバーツ/80豪ドル）、復帰支援（大人1人5,400タイバーツ/230豪ドル、子ども1人3,600タイバーツ/155豪ドル）、食料配給（2,100タイバーツ/90豪ドル）および食料以外の基本品を提供した。

5.40 一方、タイから非公式に帰還した難民は、政府とKNUの間で休戦協定が締結された2012年以降、9,000人から18,000人と推定される。正式な帰還プロセスでは市民権が保証されているにもかかわらず、タイから帰還する難民の過半数は、様々な理由により非公式な帰還を選択したとDFATはみている。その理由は、キャンプ収容者の間で依然としてミャンマー政府に対する不信感があることや、検証プロセスに時間がかかることで、これにより家族が離散する可能性がある。タイにおけるキャンプの状況は、制約があり劣悪であるが、現時点ではミャンマーの多くの地域の状況に比べて勝るとも劣らず、DFATはこのことも帰還者が増えない一因とみている。

5.41 DFATは、2017年と2018年に国際空港経由で、ミャンマーに自主帰還した人たちが少数いることを認識しているが、ミャンマー帰還後に政府関係者から尋問や不当な扱いを受けたという報告はない。ミャンマーを不法出国した帰還者は、理論的には、不法越境したかどで最長5年の禁固刑に処せられることになっている。この規定は近年執行されていないとDFATは理解しているが、確認はできていない。

5.42 過去には、政府が反対派の著名人物の旅行や居住を管理しようとしてきた。2011年8月17日、当時のテイン・セイン大統領は、ミャンマーは軍政時代に国を逃れた亡命者の帰還を歓迎するという声明を出した。現在は、元政治囚や亡命活動家は安全に帰国できるこ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

とが多い。しかしビザや居住許可を更新する際に、当局の手続きで遅延を経験した人もいる。

ロヒンギャの帰還者の状況

5.43 2017年11月にミャンマー政府とバングラデシュ政府は「ラカイン州からの避難民の帰還に関する合意 (Agreement of Return of Displaced Persons from Rakhine State)」を締結した。この合意によると、ミャンマーは、2016年10月および2017年8月の暴力的攻撃の後にバングラデシュに逃れたラカイン州の住民が、かつてラカイン州に居住していたことを証明できれば、彼らを受け入れる。ミャンマーとバングラデシュは、2018年1月にロヒンギャ避難民の送還を開始し、2年以内にこのプロセスを完了することに合意した。ミャンマー政府はロヒンギャの送還に正式に取り組んでいるものの、帰還者の物理的インフラにのみ焦点を当てており、安全を確保し、帰還者に情報を与え、コミュニティ間の関係に対処するための明確なプランがないとして、これまでの対応に国際社会から非難が集まっている。

5.44 政府は、送還の資格があるロヒンギャは、2つのレセプションセンターのいずれかに一時的に収容されると発表した。同センターは、BGP 隊員とタマドの兵士によって警備されるという。レセプションセンターでは、帰還者は、武器を所有していないかの身体検査などセキュリティ・チェックを受けた後、登録され、郡区の記録と照合される。帰還者はバイオメトリック情報（指紋、網膜スキャン、写真）を取られ、電子識別システムに入力される。仮身分証明証が発行される。本報告書発行時点で、ロヒンギャの帰還者は送還手続きとして、市民権検証プロセスを受け、NVC を受け入れなければならない（ロヒンギャ、市民権および国籍 ID カードを参照）。身体検査と伝染病チェックを含む健康診断も行われる。帰還者はレセプションセンターに2晩まで滞在し、より長期の一時滞在キャンプに移送される。帰還者はその後、11の指定入植地域のいずれかに移り、政府の「キャッシュ・フォー・ワーク (cash for work)」プログラムを通じて未開発地域に自分の家を建てなければならない。レセプションセンターや道路、住宅の建設を含む政府のインフラ開発は、ラカイン州人道支援・再定住・復興発展計画 (Union Enterprise for Humanitarian Assistance, Resettlement and Development in Rakhine) 主導によると DFAT は理解している。

5.45 ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、2017年12月から2018年2月までの間に、ラカイン州北部の少なくとも55の村で、重機が使用され、残っているすべての建物や植物が一掃され、さら地になった。ヒューマン・ライツ・ウォッチの2018年2月の報告によると、破壊された村の殆どは、2017年8月の攻撃によって全面的または部分的に焼き払われた362の村の一部であるが、ブルドーザーで整地された村のうち2つの村は2018年1月時点で損害を受けていなかった。近くの仏教徒の村は被害を受けていないと報告されている。国連事実調査団によると、当局は空き地を収用し、他の民族集団のために住居を建てたり、新しいインフラプロジェクト（道路や鉱山など）に利用したりしている。政府は、土地を改良し、帰還者の住宅を建てるために村をブルドーザーで整地していると主張するが、土地の利用目的がセキュリティ施設に変えられたことで政府の立場は弱まっている。ラカイン州北部の一部の地域では、ラカイン族および州内の他の地域の仏教徒は、地域の人口構成を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

変え、イスラム教徒の帰還に抵抗するため、移住・入植するようラカイン族の活動家などに奨励されている。国内メディアによると、仏教徒 40 世帯（約 100 人）が 2018 年初めにラカイン州南部からマウンドー郡区に移住し、そこでしばらく宗教施設に滞在した。伝えられるところでは、この地域で定住する政府許可を得ていなかったため、地方当局はその後マウンドー郡区南部のイン・ディン村近くに移転させた。しかし政府は、ラカイン州北部の一部地域に仏教徒が再び住むことを容認した。ラカイン州議会（ラカイン族の政党が支配）は、大衆の要望を理由に、マウンドー郡区南部にロヒンギャが再移住することに反対する動議を可決した。

5.46 2018 年 6 月、政府は UNHCR および UNDP と送還に関する覚書（Memorandum of Understanding）を締結したが、実施は遅々として進んでいない。2018 年 9 月、UNDP と UNHCR はラカイン州の 23 の村と 3 つの村落で送還プロセスを周知させるために最初の現地評価を行ったが、これまでのところ、UNHCR と UNDP はラカイン州北部の一部にしかアクセスできていない。OCHA、UNHCR および ICRC は 2018 年に公式声明を発表し、ロヒンギャがミャンマーに自主的かつ安全に、尊厳を持って継続的に帰還するには、ラカイン州北部の状況は不十分であるとした。移動の自由、市民権、「ロヒンギャ」と認識されること、自身の土地および生計手段へのアクセスが、バングラデシュからの帰還者にとって優先事項になるが、現在の帰還プログラムではこうした条件は満たされないと DFAT はみている。本報告書発行時点で、送還プロセスはまだ開始されていない。

5.47 2018 年 7 月、国連人権高等弁務官（UN High Commissioner for Human Rights）はミャンマーについて、自主的かつ非公式にバングラデシュから帰還した数名のロヒンギャがミャンマー帰国時に拘束され、詳細不明の罪で有罪判決を受けていたと報告した。2018 年 8 月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、ラカイン州マウンドー郡区で BGP 隊員が、バングラデシュからのロヒンギャの自主帰還者 6 人を別々に投獄、拷問したと報告した。この報告によると、BGP 隊員は公判前勾留中に、無理な姿勢を維持させ、拳や棒、鞭で殴打し、火傷や電気ショックを与え、ARSA との関係を自白するよう強要した。また、水や食物も満足に与えなかった。私服の軍情報部員も、尋問中に帰還者を殴る蹴るなどしたとされる。帰還者は、弁護士を依頼することができず、審理はビルマ語で行われたので十分に理解できなかったと話した。6 人の帰還者は、違法な越境を理由に 4 年の刑を宣告されたが、1 カ月服役した後、大統領の恩赦が出された。

5.48 国家最高顧問による 2018 年 5 月の報道発表では、バングラデシュからの帰還者 58 人（ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした 6 人のロヒンギャを含む）に恩赦が出され、ミャンマーとバングラデシュの両政府間の合意に従って処理されると説明された。この発表によると、レセプションセンターに移送され、身元確認が行われた後、一時滞在キャンプに移される予定だった。後に 4 人のロヒンギャがこのグループに加わり、全部で 62 人となったとされる。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、このグループは NVC を受け取るよう強要され、一時滞在キャンプへ移送されるまで収容されている BGP の施設から出ようとすれば再逮捕すると脅された。ロヒンギャの 2 つのグループ（インタビューを受けた 6 人の帰還者を含む）は、再逮捕と拷問を恐れてバングラデシュに逃げ帰ったとされる。国家最高顧問の報道発表では、帰還者の取り扱いは、テロリズムに関与していない者のみに適用されると明記されていた。DFAT が信頼できる情報筋から聞いた話では、77 人のロ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ヒンギャの帰還者が逮捕された。一部の帰還者は恩赦の後も引き続き拘束されたと推測されるが、確認することはできない。

5.49 2018年10月、メディアと人権団体は、インドから7人のロヒンギャがミャンマーに帰還したと伝えた。信頼できる情報筋から、少なくとも5人は追放されたのではなく、自分の意思で出身地の村（場所は不明）に帰還したとDFATは理解しているが、情報に基づく同意であるか否か確認することはできない。

5.50 2018年11月、ミャンマーとバングラデシュは送還プロセスの開始に合意したと発表した。UNHCRがインタビューを行ったところ、帰還が確認された最初の2,000人の難民は、意思に反していたことが明らかになった。

5.51 DFATは、亡命を希望したが失敗したロヒンギャ、特に国外亡命を希望した者から、虐待の信頼できる報告を確認していない。

文書類

5.52 国籍法は、市民権を、完全市民権、準市民権および帰化市民権の3種に分類している。完全市民権は、公的に認められた「民族」、つまり1823年以前にミャンマーに定住していたと考えられる民族集団に属している者にのみ与えられる。準市民権は国籍法が発効する前に市民権を申請していた者に与えられ、帰化市民権は1948年以前に本人または両親がミャンマーに入国したか居住していた、または少なくとも片方の親が何らかのミャンマー市民権を保有しているという「確証」がある者にのみ与えられる。

5.53 これらの3つのカテゴリーでは付与される権利が異なり、準市民と帰化市民は、政治参加や教育、保健医療、移動の自由、財物の所有などで、完全市民と同じ権利が付与されない。18歳以上のすべての国民は選挙権を持つが、被選挙権は完全市民権を持つ国民（両親がともに完全市民権を持つ者）のみに認められている。医学、法律、工学など一部の大学レベルの教育過程への入学は、完全市民権保有者のみに制限されている。政府は、「国の利益のために」、出生により市民権を有する者を除くあらゆる者の完全・帰化・準市民権を無効とすることができる。

5.54 トランスペアレンシー・インターナショナルの2017年の報告によると、身分証明証を申請した国民の40%は賄賂を支払った。

出生および死亡証明書

5.55 小区・村管理法は、すべての出生・死亡を小区または村落の行政機関に登録することを義務付けている。これを遵守しない場合、最長7日間の禁固または5,000チャット（約5豪ドル）の罰金の対象となる。

5.56 出生証明書があれば、国民は社会・教育・保健医療サービスを受けることができる。出生証明書のない国民は、高等教育や雇用機会が与えられない可能性がある。2014年と2015年に政府は、出生登録の手続きに関する認知度向上のための全国キャンペーンを实

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

施した。伝えられるところでは、2017年に5歳未満の子どもの20%以下が未登録だった。都市部の子どものお大半は登録されているが、遠隔地では出生証明書のある子どもは殆どいなかった。ラカイン州の子どもは登録されていない可能性が高く、国内の情報筋からは、ロヒンギャは出生証明書の取得が困難であるとの報告があった（ロヒンギャ、ラカイン州のロヒンギャに対するその他の制限を参照）。

5.57 ミャンマー初のオンライン出生・死亡登録システムは、計画・財務省（Ministry of Planning and Finance）により運営されており、2018年8月にモン州で立ち上げられた。この試験システムでは、モン州のすべての郡区医療担当者（Township Medical Officer）がデジタルモバイル記録システムを利用して、出生・死亡を登録し、証明書を発行することができる。死亡に関しては、特に医療保険サービスへのアクセスが限られている地方部では、登録が完全に行われていないとされる。

国籍 ID カード

5.58 ミャンマーの独立以来、異なる法律に基づき、複数の異なる身分証明証が発行されている。

- NRC：しばしば「三つ折りカード」と呼ばれ、ミャンマー住民登録法（Residents of Burma Registration Act）に基づいて発行された。民族および宗教に関する情報は記載されていない。2017年に政府は、ネーपीドー、マンダレー管区、ヤンゴン管区およびラカイン州で、紙ベースのNRCを電子カードに切り替える試験プロジェクトを開始した。
- TRC：通称「ホワイトカード」。NRCを紛失または損傷した人のために一時的に交付されていた。1995年、ミャンマー当局は、国籍法の定める8つの民族として正式に認知されていないロヒンギャやその他の少数派に対してTRCの発行を開始したが、彼らの市民権は決定されていた。TRCは2015年に無効となり、代わりに仮認定カード（ホワイトカード受領証）が発行された。
- CSC：国籍法に基づいて導入された。3つの市民権カテゴリーに従って、完全市民にはピンクカード、準市民にはグリーンカード、帰化市民にはブルーカードが発行された。CSCには民族および宗教に関する情報が記載されている。ロヒンギャに対して発行されているCSCはごくわずかである。
- NVC：旧称ICNV。2016年からNVC（ターコイズカード）が市民権検証を受けている人々に発行されているが、NVCは身分証明証でも市民権を証明するものでもない。NVCには民族および宗教に関する情報が記載されていない。UNHCRによれば、多くのヒンズー教徒は帰化市民CSCの対象であるが、身分を証明する書類を持っていないことが多く、身分証を持っている人は政府にNVCを取得するよう要求される。2017年10月以降、NVCの発行時にバイオメトリックデータが収集されている。ラカイン州では、治安部隊が同伴して移住・国籍登録部がNVCを発行している。多くのイスラム教徒は当局に出向いてカードを申請することに消極的なため、通常は、一軒一軒訪ねて申請を受ける。多くのロヒンギャは政府に対する強い不信感から、引き続きNVCプロセ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

スへの参加に消極的である。DFAT は、このプロセスに自発的に参加しなかった個人が NVC を発行されたという報告を認識している（ロヒンギヤ、市民権を参照）。

パスポート

5.59 ミャンマーは 2010 年に機械読み取り可能パスポートを導入した。政府は現在、電子パスポートシステムの導入に取り組んでいる。電子パスポートは、保持者の身元確認のためのバイOMETリック情報を含むものとなる。2010 年より前は、手書きのパスポートが発行されていた。期限が切れていなければ現在でも有効とみなされる。

5.60 2014 年まで、パスポート発給センターは、ヤンゴンとマンダレーの 2 か所であった。2014 年 1 月、政府は新たに全国に 15 のパスポート発給センターを開設した。現在、すべての州・管区に発給センターが存在する。パスポート取得には、ミャンマー国民は CSC、親の CSC および世帯登録を提示する必要がある、さらに発給センターでも申請書記入が必要である。申請には本人が出頭する必要がある、正式な写真を撮影される。通常、発給までの期間は 10 から 15 営業日と指定されるが、期間はオフィスによって様々である。例えば、2018 年にハッカ（Hakha）オフィスでパスポートを申請したチン族は通常、発行までに 2 カ月かかったとされる。パスポートの処理を早くしてもらうために賄賂が要求されるとの報告もある（偽造の横行を参照）。

偽造の横行

5.61 ミャンマーでは文書偽造が横行している。偽造は、偽造書類の作成と、虚偽情報に基づく真正書類取得の 2 通りがある。国内の腐敗の蔓延は、偽造身分証明書類は比較的容易に手に入る可能性を意味する。出生・婚姻・離婚証明書、世帯登録リスト、NRC、CSC、NVC など、身分が証明できる書類はすべて重大な偽造の対象となる。パスポートはセキュリティの面では遥かに高レベルだが、偽の国籍 ID カードを用いて真正パスポートを取得できる。

5.62 DFAT は、ミャンマーおよびバングラデシュの国民が自分のアイデンティティを分かりにくくし、不正に保護を申請するために、自身の身分証明書類を処分していることを認識している。DFAT は、虚偽文書を持っていると判断された者の当局の取り扱いについては情報を持っていない。